

令和6年8月7日

第6回  
今治市立地適正化計画策定  
検討委員会議事録

建設部都市政策課

日 時 : 令和6年8月7日(水) 午後1時30分～午後3時40分

場 所 : 市役所本庁第2別館11階 特別会議室3号・4号

次 第 : 1. 開会

2. 議事

(1) 都市機能誘導区域に設定する誘導施設

(2) 都市機能や居住を誘導するための施策

(3) 防災指針

3. 今後の予定等

4. 閉会

(出席委員)

羽鳥 剛史

上村 友希

村上 竜司

村上 裕一

西原 孝太郎

長野 和幸

森川 慶一

青陽 孝昭

飛田 隆之

宇佐美浩子

渡邊 修明

濱岡 愛

以上12名

## 午後1時30分 開 会

### 事務局

お待たせいたしました。皆さま、お時間になりましたので、ただいまより、第6回今治市立地適正化計画策定検討委員会を開催させていただきます。私、都市政策課の阿部が会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日の進行につきましては、お手元の資料にあります「第6回今治市立地適正化計画策定検討委員会 会議次第」に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局を代表いたしまして、建設部都市政策局長の田鍋よりご挨拶申し上げます。

### 事務局

都市政策局長の田鍋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会の開催に際しましてご挨拶を申し上げます。

まず初めに、本日はご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より委員の皆様方には、市政全般にわたりまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

本日は昨年から数えますと6回目の検討委員会でございます。これまで5回の委員会を開催させていただきコンパクトなまちづくりの根幹ともいべき居住誘導区域、都市機能誘導区域について、その方向性を確定し誘導区域内に設定する誘導施設について説明などさせていただきました。今回の委員会では都市機能誘導区域内に設定する誘導施設について事前に皆様方にアンケートを実施させていただきましたが、そのアンケート結果を踏まえつつ、市の施策等も考慮しながら事務局案の策定を行っております。また、コンパクトなまちづくりの実現に向けた誘導施策や防災指針についても事務局案を用意しております。今後とも皆様方のご意見をいただきたい内容が控えていますのでご協力賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開催の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

### 事務局

ありがとうございました。

本日は、今治地区私立幼稚園協会 会長 越智瑞啓委員、愛媛キッチンカー協会 事務局長 大木鉄兵委員、今治市防災士会 副会長 砂田ひとみ委員が所用のため欠席されております。

従いまして、ただいまの出席委員の数は12名となりますので、今治市都市計画審議会条例にあります、委員開催に必要な定員過半数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会議の進行に移りたいと思います。はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日もご用意させていただきました、会議次第、配席図、委員名簿、今後のスケジ

ルールを配布させていただいております。また、メモ紙を添付しておりますので活用していただければと思います。また、本日の検討資料といたしまして、【資料1】都市機能誘導区域に設定する誘導施設、【資料2】都市機能や居住を誘導するための施策、【資料3】防災指針となります。また、資料1の参考資料として各施設の立地状況に関するA3版の図面をご用意しております。最後に、これまで検討いただきました誘導区域に関しまして、A0版の確認図面をご用意しております。なお、A0版の図面につきましては、閉会の際に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

不足等ございましたら、お声がけください。

それでは、今治市立地適正化計画策定検討委員会運営要領第5条によりまして、羽鳥委員長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 委員長

皆さんこんにちは。

暑くてなかなか外に出るのもしんどいような状況ですが、8月3・4日に開催された祭り「おんまく」は、来場者数は22万人と聞いております。皆様、いろいろ関わられてらっしゃるのかなと思います。「おんまく」明けのお疲れの中恐縮ではございますけれども、第6回検討委員会を始めさせていただきます。

本日、議事次第3つございます。それぞれ次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、都市機能誘導区域に設定する誘導施設ということで【資料1】を用いて事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局

パスコの田中です。よろしくお願いいたします。

【資料1】のご説明の前に、本日の次第の裏面をご確認ください。

立地適正化計画の目次の構成を示してございまして、本日議論していただく内容を記載しております。これまで主に1の基本的事項から4の居住誘導区域に関する事項と9の地域生活拠点に関する事項を議論していただいております。

本日は、5の誘導施設に関する事項と、6の誘導施策、それと7の防災指針を検討していただくことになっております。

#### <【資料1】都市機能誘導区域に設定する誘導施設>

それでは、議事1の都市機能誘導区域に設定する誘導施設につきまして、【資料1】で説明させていただきます。

最初に、誘導施設につきまして、あらためて説明させていただきます。

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設で、居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設と定義されています。

新たに立地を誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能を維持するために設定することが考えられます。

また、誘導施設を設定することで、都市機能誘導区域の内外において、誘導施設に関する届出の義務が生じることになります。

1. 誘導施設とは

- ・誘導施設は、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）と定義されています。
- ・新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能を維持するために設定することが考えられます。
- ・誘導施設を設定すると、都市機能誘導区域内外において誘導施設に関する届出義務が生じます。ただし、烏しよ部などの都市計画区域外は、立地適正化計画の法定の対象区域にならないため、届出義務は生じません。

■ 誘導施設として考えられる施設（都市計画運用指針より）

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる。

届出の義務につきまして、補足説明をさせていただきます。

このスライドでは、AとBの2つの都市機能誘導区域があって、Aの区域に病院を、Bの区域に百貨店を誘導施設に設定した場合の、届出の対象となる行為を示しています。

Aの区域の外に病院を建てる場合は、それがBの区域内であっても届出が必要になります。また、Aの区域内にある病院が休廃止される場合も、届出が必要になります。

(参考) 届出の対象となる行為

● 届出の対象となる行為（都市機能誘導区域）

立地適正化計画区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域A  
誘導施設: 病院  
届出不要  
届出必要  
休廃止・廃止  
届出必要

都市機能誘導区域B  
誘導施設: 百貨店  
届出必要

誘導施設の設定例

	誘導施設	
	都市機能誘導区域 A	都市機能誘導区域 B
病院	○	-
百貨店	-	○

○：誘導施設としてに設定する  
-：誘導施設として設定しない

都市機能誘導区域外の届出対象行為

開発行為  
①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

建築行為  
①誘導施設を有する建築物を新築する場合  
②建築物の改築または用途変更により誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内の届出対象行為

休廃止  
①誘導施設を休廃止または廃止する場合

次に、先日、委員の皆さまにお願いした誘導施設に関するアンケートの結果につきまして、報告いたします。

スライド4ページと5ページは、誘導施設の候補として、アンケートの質問に設定した施設の一覧を示しています。

## 2. 誘導施設に関するアンケート結果（1）

### 誘導施設の候補一覧

大分類	小分類	定義
①医療	病院（2次救急医療機関）	・医療法第1条の5第1項に規定する施設で、入院治療等を必要とする重症の救急患者の医療に対応する施設
	病院	・医療法第1条の5第1項に規定する施設
	診療所	・医療法第1条の5第2項に規定する施設
②介護福祉	総合福祉センター	・今治市福祉センター条例に基づき市が設置する施設
	サービス付高齢者向け住宅	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第3条第2項第5号に規定する高齢者居住生活支援体制が確保された賃貸住宅
	介護等相談施設（地域包括支援センター）	・介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	通所介護施設 訪問介護施設	・老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター ・介護保険法第8条第2項に規定する事業を行う施設
③子育て支援	ネウボラ拠点施設	・子育て世代活動支援センター、児童センター、保健センター、地域交流センターなど子育て支援、多世代多機関が活動する複合施設
	地域子育て支援施設	・児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う施設
	保育所、認定こども園、幼稚園	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園
④教育	小学校、中学校	・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校
	高等学校等	・学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校
	大学、専修学校	・学校教育法第1条に規定する大学 ・学校教育法第124条に規定する施設

4

## 2. 誘導施設に関するアンケート結果（2）

### 誘導施設の候補一覧（つづき）

大分類	小分類	定義
⑤防災・環境（行政）	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設
	市役所支所	・地方自治法第155条第1項に規定する施設
	指定一般避難所	・災害対策基本法第49条の7第1項に規定する施設（避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所である指定福祉避難所を除く）
	消防署・分署 公園・緑地	・消防組織法第10条第1項に規定する施設 ・都市公園法第2条第1項に規定する施設
⑥文化・交流	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する施設
	文化ホール	・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する施設
	博物館・美術館	・博物館法第2条第1項に規定する施設 ・博物館法第3条第1項に規定する施設
	スポーツ施設	・一定規模の集客が見込めるスポーツ施設
⑦商業・業務・金融	大規模小売店舗（店舗面積6千㎡超）	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する施設で、店舗面積が6千㎡を超えるもの
	大規模小売店舗（店舗面積1千㎡超）	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する施設
	食品スーパー（延床面積500㎡以上）	・生鮮食品を取り扱う小売店舗で、延床面積が500㎡以上のもの
	コンビニエンスストア シェアオフィス・コワーキング施設（延床面積500㎡以上）	・食料品や日用雑貨など多数の品目を扱う小規模な小売店舗 ・入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できる事務所等、延床面積が500㎡以上のもの
	郵便局、銀行、信用金庫、JAバンク	・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設 ・銀行法第2条に規定する施設 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設

4

スライド6ページをお願いいたします。

医療、介護福祉、子育て、教育分野におけるアンケートの結果を示しています。

アンケートでは、誘導施設の候補それぞれに対して「新たに機能を誘導」「既存機能の維持」「誘導施設に設定しない」「判断できないなど」を選択していただきました。

なお、アンケートは、委員のみなさまのほか、各分野を担当する市職員の回答を含めています。合計32名の方から回答をいただいています。

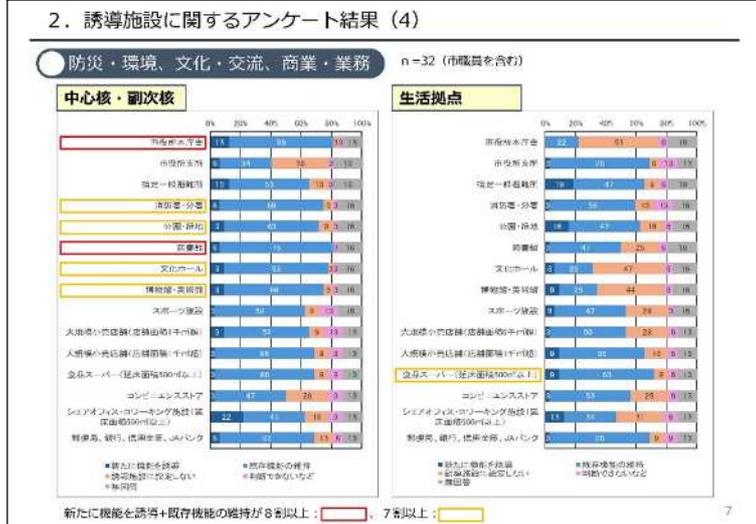
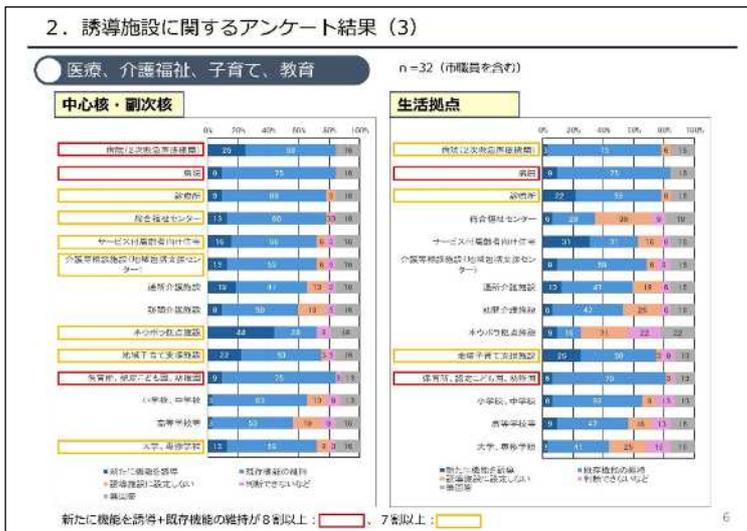
「新たに機能を誘導」と「既存機能の維持」をあわせた、「誘導施設に設定」の意向が8割以上の施設を赤色、7割以上の施設を黄色の四角で囲んでいます。

中心核・副次核では、通所介護・訪問介護施設、小中学校、高校を除く施設が7割以上となっています。

生活拠点では、病院や診療所、地域子育て支援施設、保育所・認定こども園・幼稚園が7割以上となっています。

防災・環境、文化・交流、商業・業務の分野につきましては、中心核・副次核では、市役所、消防署、公園・緑地、図書館、文化ホール、博物館・美術館が7割以上となっています。

一方、生活拠点では、食品スーパーが7割以上となっています。



こちらは、アンケートで、委員の皆さまからいただいたご意見です。

誘導施設の設定に関するご意見として、まず、病院、診療所に関して、「小児科と産婦人科の可視化」や「必要最低限の生活に関するものについて、配置されていない地区があるため、新規誘導施設とする。」というご意見がございました。

「小児科と産婦人科の可視化」のご意見につきましては、近年、閉院が相次いでいますので、病院・診療所でひとくくりするのではなく、特記して、維持していくべきというご意見と理解をしています。

また、公園・緑地に関して「新たに設置する場合、防災公園のようなものだと良い」、商業施設に関して、「民間が動きやすいカタチにすべき」というご意見をいただいています。

それと、小分類の追加に関するご意見として、障がい者に関する施設、放課後児童クラブ、地域食堂、ペットとの共有スペース、サイクリング関連施設、銀行・信用金庫、シェアリング型移動サービスの乗降場といった、ご意見をいただきました。

## 2. 誘導施設に関するアンケート結果 (5)

### 誘導施設の設定に関するご意見

大分類	小分類	ご意見
①医療	病院、診療所	・小児科と産婦人科の可視化
	診療所	・必要最低限の生活（医療、子育て）に関するものについて、配置されていない地区があるため、新規誘導施設とする。
②子育て	地域子育て支援施設	・必要最低限の生活（医療、子育て）に関するものについて、配置されていない地区があるため、新規誘導施設とする。
③防災・環境 (行政)	公園・緑地	・新たに設置する場合、防災公園のようなものだと良い。
④商業・業務・ 金融	大規模小売店舗 食品スーパー（延床面積500㎡以上） コンビニエンスストア 郵便局、銀行、信用金庫、JAバンク	・商業施設に関する民間施設については、民間が動きやすいカタチにすべきと考えている。

### 小分類の追加に関するご意見

大分類	小分類	ご意見
②介護福祉	障がい者に関する施設	・生活拠点の誘導施設に設定
③子育て	放課後児童クラブ	・生活拠点の誘導施設に設定
③文化・交流	地域食堂（公民館代替施設）又は公民館	・生活拠点の誘導施設に設定
	ペットとの共有スペース（大きめのドッグラン、ペットと共有できるカフェなど）	・中心核・副次核の誘導施設に設定
④商業・業務・ 金融	サイクリング関連施設	・中心核・副次核、生活拠点の誘導施設に設定
	銀行、信用金庫	・生活拠点の誘導施設に設定
⑤その他	シェアサイクルやタウンモビリティなど シェアリング型移動サービスの乗降場	・中心核・副次核、生活拠点の誘導施設に設定



誘導施設の設定の考え方についてですが、事務局といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、アンケート結果において「誘導施設に設定」の意向が7割以上の施設は、誘導施設に設定したいと考えています。

また、病院・診療所のうち、近年、閉院が相次ぎ、その維持・確保が課題となっている産科・小児科を有する医療機関は、特記して誘導施設に設定したいと考えています。

それと、具体的な建設計画が既に策定されているもののほか、誘導施設に設定の意向が7割未満の施設であっても、市の施策等を踏まえ、市として、その機能を維持すべき施設は、誘導施設に設定したいと考えています。具体的には、生活拠点の大学・図書館、副次核のスポーツ施設・大規模小売店舗が該当します。

一方で、通所介護施設など、より居住地に身近なところで分散して立地することが望まれる施設は、高齢化の中で必要性の高まる施設であっても誘導施設として設定しなくてよいと考えています。

#### 4. 誘導施設の設定の考え方

##### ● 誘導施設の設定の考え方

- ・ 誘導施設に関するアンケート結果において、「新たに機能を誘導」と「既存機能の維持」をあわせた誘導施設に設定の意向が7割以上の施設は、高齢化の中で必要性の高まる施設や子育て世代にとって重要な施設を含むため、誘導施設に設定
- ・ 病院・診療所のうち近年、閉院が相次ぎ、その維持・確保が課題となっている産科・小児科を有する医療機関は、特記して誘導施設に設定
- ・ 具体的な建設計画が既にあるものは、誘導施設に設定（ネウボラ拠点施設）
- ・ 誘導施設に設定の意向が7割未満の施設であっても、市の施策や施設所管課の意向等を踏まえ、市として、その機能を維持すべき施設は、誘導施設に設定（生活拠点の大学・図書館、副次核のスポーツ施設・大規模小売店舗）
- ・ 通所介護施設など、より居住地に身近なところで分散して立地することが望まれる施設は、高齢化の中で必要性の高まる施設であっても誘導施設として設定しない。

以上の考え方を反映した誘導施設の設定案を、スライド12ページと、13ページに示しています。

左の表がアンケート結果7割以上の回答で、右の事務局案と書いた表が誘導施設の設定案になります。

赤文字や黄色の箇所が、先ほどの考え方を反映しております。

ただし、青色の箇所につきましては、誘導施設に設定すべきか、事務局としても悩んでおりまして、本日、特にご意見をいただきたい施設になります。青色は、サービス付高齢者向け住宅、地域包括支援センター、地域子育て支援施設、(次のスライドの)食料品スーパーマーケットになります。これらの施設につきましては、本日の資料で、A3サイズの箇所図を用意していますので、あわせて確認していただければと思います。

5. 誘導施設（事務局案）

誘導施設（案）（1/2）

【事務局案】

【凡例】  
 ○：誘導施設として設定する  
 -：誘導施設として設定しない  
 赤字：修正または追加  
 ※：今後検討する施設  
 黄色：修正箇所  
 青色：確認箇所

	誘導施設			
	中心核	副次核	生活拠点	
医療	病院（2次救急医療機関）	○	○	○
	病院	○	○	○
	診療所	○	-	○
	産科・小児科を有する医療機関	○	○	○
介護福祉	総合福祉センター	○	-	-
	サービス付高齢者向け住宅	○	-	-
	介護等相談施設（地域包括支援センター）	○	-	○
	通所介護施設	-	-	-
子育て	ネウボラ拠点施設	○	-	-
	地域子育て支援施設	○	-	○
	保育所、認定こども園、幼稚園	○	○	○
	小学校、中学校	-	-	-
教育	高等学校等	-	-	-
	大学、専修学校	○	○	-

注：県立今治病院は新都市第2地区を移転候補地とする

5. 誘導施設（事務局案）

誘導施設（案）（2/2）

【事務局案】

【凡例】  
 ○：誘導施設として設定する  
 -：誘導施設として設定しない  
 赤字：修正または追加  
 ※：今後検討する施設  
 黄色：修正箇所  
 青色：確認箇所

	誘導施設			
	中心核	副次核	生活拠点	
防災・環境（行政）	市役所本庁舎	○	-	-
	市役所支所	-	-	-
	指定一般避難所	-	-	-
	消防署・分署	○	-	-
文化・交流	公園・緑地	○	-	-
	図書館	○	-	○
	文化ホール	○	-	-
	博物館・美術館	○	-	-
商業・業務・金融	スポーツ施設	-	-	-
	大規模小売店舗（店舗面積5,000㎡超）	-	-	-
	大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）	-	-	-
	食品スーパー（延床面積500㎡以上）	-	-	○
	コンビニエンスストア	-	-	-
	シェアオフィス・コワーキング施設（延床面積500㎡以上）	-	-	-
	郵便局、銀行、信用金庫、JAバンク	-	-	-

注：食料品スーパーマーケットは、日本標準産業分類（総務省、令和5年7月告示）に定める大分類1 中分類58 小分類581 細分類5811 13

また、参考資料として、14 ページに産科・小児科の現状を整理しています。産科につきましても、昨年、診療所が2つ閉院しまして、現在、市内には、きら病院と県立今治病院の2院のみとなっています。

(参考) 産科・小児科を有する医療機関

■ 産科				
区分	医療機関名称	住所	都市機能誘導区域	備考
病院	きら病院	北宝来町1丁目3-5	○	①中心市街地
病院	愛媛県立今治病院	石井町4丁目5-5	○	⑧近見 (②新都市第2地区に移転)
診療所	いのうえ産婦人科	南大門町1丁目5-2		※R5.5閉院
診療所	日浅産婦人科医院	立花町3丁目7-30		※R5.3閉院
■ 小児科				
区分	医療機関名称	住所	都市機能誘導区域	備考
病院	鈴木病院	別宮町2丁目1-5	○	①中心市街地
病院	瀬戸内海病院	北宝来町2丁目4-9	○	①中心市街地
病院	美須賀病院	黄金町3丁目4-8	○	①中心市街地
診療所	相原内科クリニック	本町2丁目1-27	○	①中心市街地
診療所	丹子どもクリニック	末広町3丁目4-12	○	①中心市街地
診療所	まつらパンピクリニック	北宝来町3丁目3-34	○	①中心市街地
診療所	みぶ小児科	北宝来町3丁目1-27	○	①中心市街地
診療所	真部クリニック	矢田甲7-1	-	④乃万に隣接
診療所	武田医院	今治市桜井4丁目12-31		※R6.3閉院
病院	済生会今治病院	喜田村7丁目1-6	○	⑦鳥生喜田村
病院	愛媛県立今治病院	石井町4丁目5-5	○	⑧近見 (②新都市第2地区に移転)
診療所	羽原小児科	大西町宮脇463	-	⑩大西に隣接
診療所	あおのクリニック	菊岡町浜1001	-	⑪菊岡に隣接
診療所	あおい小児科	東村5丁目9-37	-	
診療所	有津むらかみクリニック	伯方町有津甲2335	-	
診療所	喜多崎診療所	伯方町木浦甲3449	-	

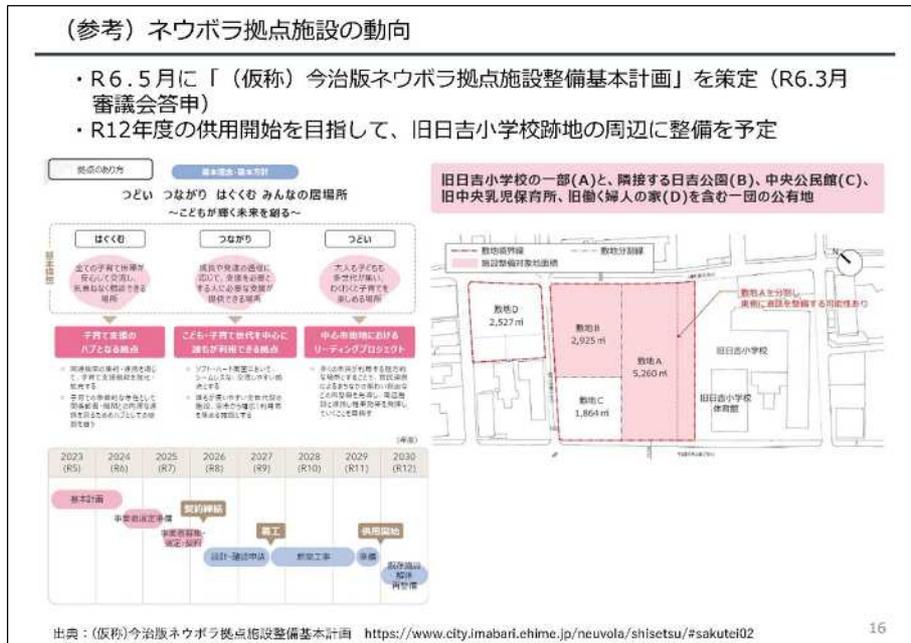
14

15 ページは、不妊治療が可能な産婦人科を誘致していただきたいという、市長室に寄せられたご意見と、ご意見に対する回答を示しております。

(参考) 市長室に寄せられたご意見と回答 (令和5年6月)

<p><b>今治市内での不妊治療について</b></p> <p>ひとつご検討いただきたいと思います。</p> <p>今治市内、不妊治療が可能な産婦人科病院を誘致していただきたいことです。</p> <p>現状で、今治市内の産婦人科は人工授精までしか行っており、高度不妊治療ができる施設は、他市にしかありません。更に、最近では2件立て続けに産婦人科が閉院され、産科自体が産婦人科では今治は1件しか無くなりました。保険適用で不妊治療ができるようになったにも関わらず、他市で治療ができる病院が密集しているのは、今後子供が欲しいと思っている女性に相当不利な環境であると思っております。</p> <p>私は産婦不妊治療で子どもを授かりました。2人目を希望していますが、他市の病院まで通って50分がかかります。診療も予約のため、朝一の9時の診療をしてくれました。不妊治療はともないうつ病も併発し、1日仕事です。仕事をしている中でさらに産院自体が密集です。親も今治におらず、保育園やお迎えも大変。ただでさえ大変な生活です。遠方となるとさらに困難でくじけそうになります。</p> <p>友人も同じく、2人目を希望している人が数人います。ですが、不妊治療したいけれども、今治は産婦不妊治療の病院がないので、諦めくじけましたという話をしてくれました。不妊治療はともないうつ病も併発し、仕事をしながら通院するのは大変困難です。さらに不妊治療と併発した産婦人科があれば、さらに安心できます。</p> <p>より子どもも、妊娠も、住みやすい今治市になると願っています。どうぞご検討よろしくお願いたします。</p> <p>(令和5年6月16日受付 市内 30代)</p>	<p><b>回答</b></p> <p>多くの不妊治療をされている方々が経済的負担や精神的負担を抱えていることにつきましては、大変心を痛めております。</p> <p>残念なことではありますが、本市の出生数は減少しつづけており、それに伴い、産科も閉院を余儀なくされ、出産を控えている方にとって、大変不便をきたしていることや、市内に高度不妊治療ができる産科施設があれば、とのご要望も十分に理解しております。</p> <p>市長選後、「女性が輝く、子供が輝くやさしいまち今治」を目標し、子育て支援に取り組み始めてまいりました。その中で令和4年度からは、不妊治療で大変悩んでいる方々の、経済的負担だけでも軽減したいとの思いから、保険適用となる不妊治療の自己負担分を全額助成させていただく「今治市不妊治療助成事業」を開始いたしました。</p> <p>また、令和5年度からは、保険適用と併用して行われる先進医療に要する費用も1割上限5万円まであります。助成させていただくことで、出生を前向きに検討できる環境の構築に取り組んでいるところです。</p> <p>今後、皆様からいただく様々なご意見を真摯に受け止め、周産期医療の体制が維持できるよう関係機関と連携しながら、本市で安心して子どもを産み育てる環境整備に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">15</p>
--	---

16 ページは、ネウボラ拠点施設の概要です。今年の5月に「今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画」を策定しています。次世代を担う子どもたちをまち全体で育てていく場所として、旧日吉小学校跡地周辺に整備する方針となっています。



以上で、【資料1】の説明を終わります。

### 委員長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、今の説明につきましてご質問、コメント等ございましたら、どなたからでもよろしくお願ひいたします。

### 事務局

【資料1】の説明について、一部補足させていただきたいと思ひます。

【資料1】の12ページ、青色で着色しているサービス付高齢者向け住宅について、アンケートの結果としては、誘導施設として中心核に位置付けるべきという意向が7割以上という回答でございました。

A3箇所図で見ますと、「サ高住」と省略しておりますが、黄色の丸で示しているのが、実際にサービス付高齢者向け住宅のある場所となっております。

中心市街地に1箇所、生活拠点の波止浜に1箇所ありますが、そのほかは居住誘導区域や市街化調整区域にあたりと、比較定期新しい施設がいろんな場所に分布しております。民間の事業者の方は分析した上でそういうところに立地されているのかなと考えております。

アンケートで7割以上という回答をいただいた中で、誘導施設に位置付けするのか、今後担い手等が減る中でそういう拠点として導くために位置付けするのか、現状を見ると今すぐに位置付けするのではなくてもう少し様子を見ながら、将来的に位置付けをしていくと

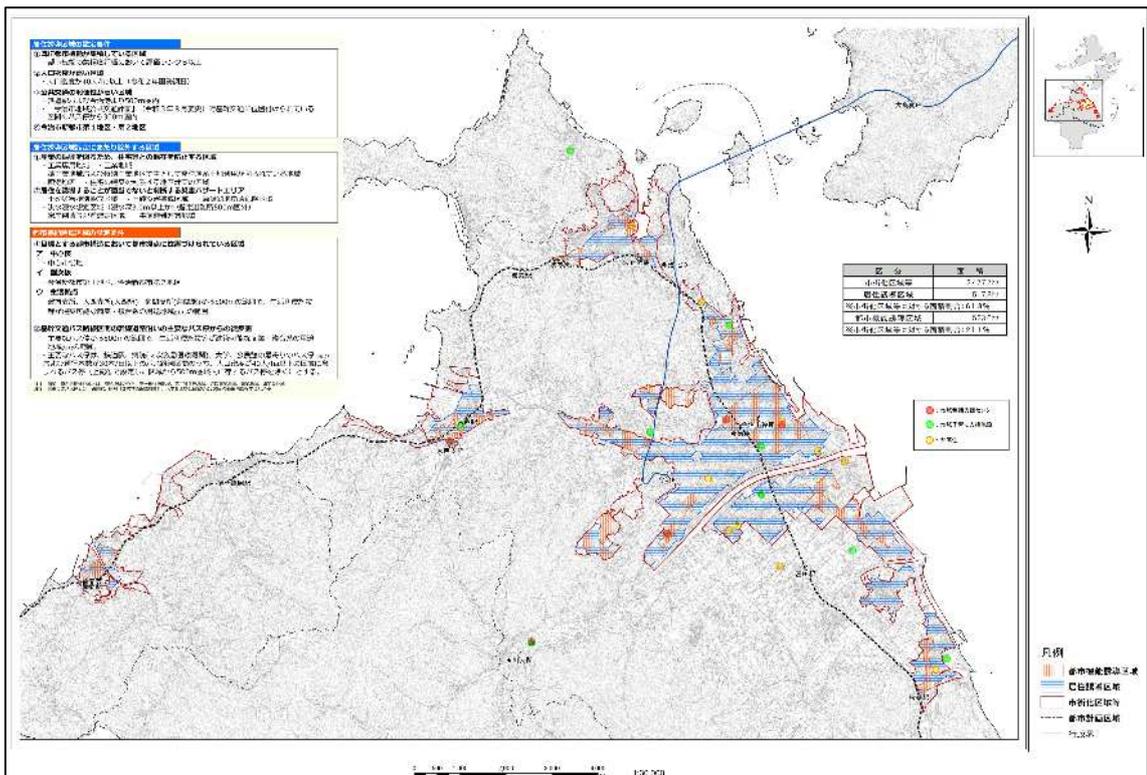
いうのも一つの考えとしてはあるのではないかと思うところもございまして、サービス付高齢者向け住宅につきましては、皆様のご意見をいただきたいというところで青の色をつけているところがございます。

次に、地域包括支援センターにつきましては、同じくこの地図の赤色の丸で示しております。中心市街地に赤丸が2つあります。それ以外に日高の赤の区域内に1つと大西支所の区域内に1つ、市街化調整区域の玉川支所の周辺に1つあるような立地状況でございます。

玉川支所の周辺において、今後検討しようとしている地域生活拠点という区域内に施設は含まれることとなっております。中心核と地域生活拠点に現在、ほぼ施設が立地しているという状況でありますので、機能を維持するためにも誘導施設として位置付けしていいのではないかと考えているところがございます。

ただ、庁内関係部署との協議の中で、担当課からは、地域を満遍なく支援するためのエリア設定を担当部署でも検討しており、サービスを円滑に受けることできる距離圏として30分以内の範囲というような考えもあると聞いておりますので、そこら辺の整合を今後図る必要もあり、庁内で調整を進めているところです。

庁内調整がまだ取れてないというところもありまして、資料1の12ページ青色で着色しているのですが、現在、既存施設がありますので中心核と生活拠点に位置付けしてはどうかというのが事務局の案でございます。



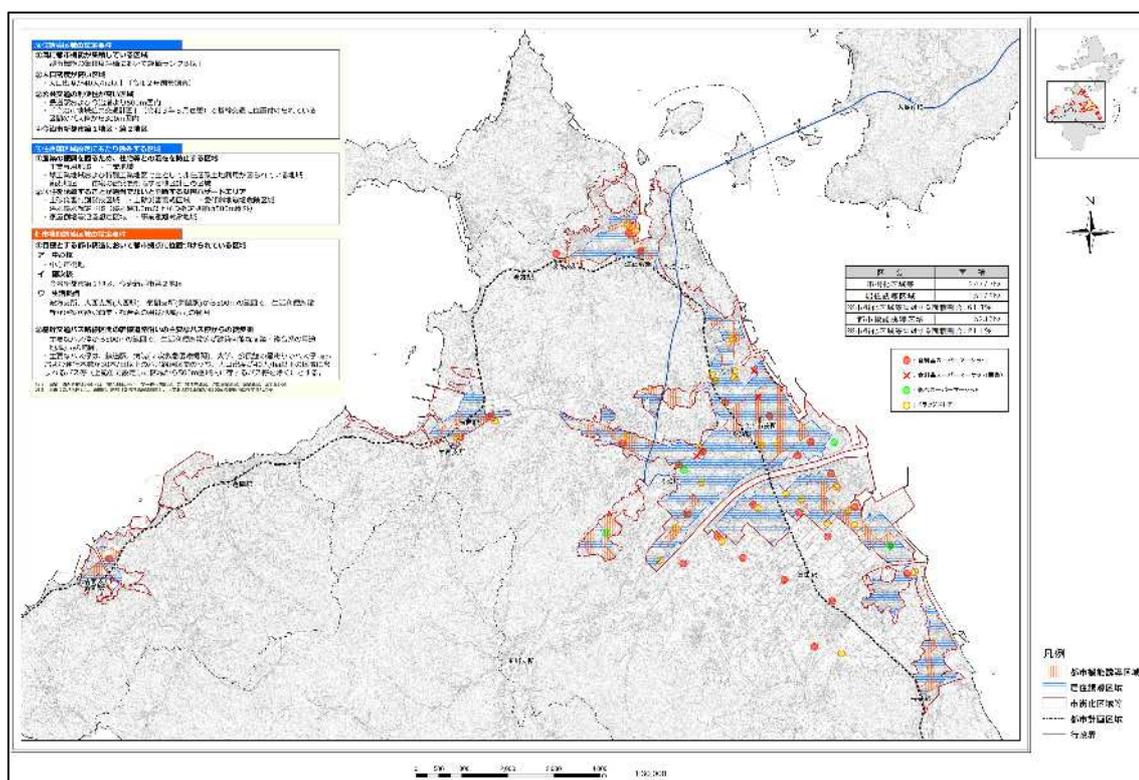
続きまして地域子育て支援施設は、アンケート結果に基づき誘導施設に設定したいと考えているのですが、これも同様に子育てのサービスを満遍なく受けることができるという視点で庁内関係部署と協議をしておりますので、今後の協議次第で事務局案を修正する可

能性があるということで、青色で示させていただいております。

続きまして、もう1つのA3箇所図で立地状況を示している食品スーパーマーケット500平米以上についてですが、アンケート結果では生活拠点に設定すべきという意向が7割以上という結果となっております。

実際の立地状況をみますと、市としても気にしている菊間支所、大西支所の周辺では、生鮮食品を扱うようなスーパーとしてAコープさんが残っているような状況です。中心市街地をみますと、マルナカさんが立地していますが、最近、ユーアイマートさんがなくなったこともありまして、中心市街地の中に赤バツが1つありますが、最近閉業したということで赤バツを示しております。本町の方にもバリューが最近なくなったというところもありますので、中心市街地については意外と食品スーパーが立地しておらず、維持すべきではないかというところで、事務局としては、中心核と副次核にも誘導施設として設定すべきという案としております。

また、市として、スポーツ施設と大規模小売店舗は、副次核に誘導する考えがありますので、副次核の誘導施設として設定しております。以上です。



### 委員長

ご説明どうもありがとうございました。

1点確認させていただきたいのは、玉川では地域包括支援センターや地域子育て支援施設が立地していますが、玉川は生活拠点（都市機能誘導区域）でもないですよね。今後の地域生活拠点というのを検討しようとしたときに、玉川が入ってくるってことですね。

本日の議論では、地域生活拠点は直接関係しないということですね。

事務局

はい、関係するのは、大西と日高の地域包括支援センターとなります。

委員長

わかりました。ただ、二重の基準にはならないようにするべきで、都市機能誘導区域を指定していることと、この福祉施策におけるゾーン設定はなるべく整合していただきたいなと思います。担当課の考えがまだわからないということですね。

事務局

計画の見直しをしまして、エリアを満遍なく整備するという方針のようですので、施設をどうしても特定の区域内にというようなところは、担当課でも悩んでいる状況です。

委員長

本検討委員会で方針を決定したら、それに合わせてもらえるということはあるのでしょうか。

事務局

どちらが先行するかという中で、地域包括支援センターについては、既存施設によってサービスが満遍なく受けられる環境がある程度実現していると思いますので、事務局としては集約していきたいという考えです。二重の基準にならないように調整していきたいと考えております。

委員長

わかりました。

既設の地域包括支援センターというのは、図面の赤丸で示しているものですか。

事務局

赤い丸のものです。

委員長

となると、おのずと中心核と生活拠点両方に誘導施設として設定しないとまずいということですね。

事務局

そのような方針で、担当課には説明している状況です。次の回までに担当課と調整を行い、報告できると考えております。

事務局としては、中心核と生活拠点に既存施設がありますので、維持するために誘導施設

に設定する考えとなっております。

**委員長**

はい、わかりました。

先に介護福祉と子育て施設で青色に着色されているところ、こちらについて事務局案がございますが、ご意見あればぜひお願いしたいと思います。

**A委員**

そもそも論になるかもしれませんが、誘導施設に設定されなければ、都市機能誘導区域内に立地できないということでしょうか。そうではなく、施設を誘導しましょうということですよ。立地できない訳ではないということですね。

**委員長**

できないわけではないですが、届出の手続きが必要になります。

**A委員**

ありがとうございます。

**B委員**

同じような質問になりますが、誘導施設に設定すると届出が必要になる。その届出というのは、決して許可制という訳ではないというのが先ほどの話だと思いますが、届出の結果、受理されず、不許可になる場合があるとすると、誘導施設に設定するか否かで影響が大きいと思います。

届出の基本的な方向性、考え方というのはどのような趣旨でしょうか。

コンパクトシティに沿うかそぐわないかの判断を行政として監視、チェックしておきたいという意図なのか。誘導施設に設定していないものは排除するという考えが含まれる場合もあるのでしょうか。

届出の受理、不受理というのが許可と同じような大きな意味合いを持つのか、それを教えていただきたい。

**委員長**

イメージは確かに難しいと思います。影響は当然あると思われませんが、長期的にみて誘導施設に位置付けた施設を都市機能誘導区域に集約する、そういう考え方だと思います。

ただ、結局誘導するということは、その区域以外に関してはどちらかというと規制の方向で、なるべく無秩序に立地することは避けようという考え方だと思います。

ただ、届出制度ということで、都市機能誘導区域外で立地することができないかと言われるとそうではなく、どうしてもここで作りたいという人がいた場合、市に届出の手続きを行えば作ることができます。事務局として他に補足ありますか。

#### 事務局

誘導施設の選定に当たりましては、事務局といたしましても非常にシビアなところもある難しい内容だなというようなところで進めております。

ただ、この立地適正化計画は、基本的にはコンパクトなまちづくりを目指すための計画ということで、今治市として将来的に人口が減っていく中で、市街化区域の中に居住誘導区域を定め、将来的には誘導区域の中に住んでもらおうというもので、ただそのためには、居住誘導区域内に都市機能誘導区域を定めて、必要な誘導施設を将来的に誘導していきましようという考え方となります。

ただ、国の方も言っていますが届出制度につきましては立地の規制を行っているものではないということです。規制については、いわゆる線引き、区域区分であるとか地域地区、用途地域により規制していくものとなっています。

将来的にコンパクトなまちづくりにすることによって、持続可能なまちにしていきましようというところを市民の皆様にも見せていきたいというところが、この立地適正化計画の大きな考え方になっておりますので、今治市としてコンパクトなまちづくりをするために必要な施設を都市機能誘導施設に設定して、将来的にはその周辺の居住誘導区域に誘導していきたいという考えとなります。

都市機能誘導区域外に、誘導施設が建つことを拒むものではないというと非常に難しいんですけれども、そういう考え方と理解しております。

#### 委員長

なかなかすっきりはしないところはもちろんありますけれども、今治の将来、10年後20年後ぐらいの都市のあり方を考えて選んでいただきたいなというように思います。

それでは、12ページで示している事務局案について、ご意見いかがでしょうか。

#### C委員

1点、先ほどサービス付き高齢者向け住宅の話で出ましたが、今回は誘導施設に設定せずに、今後の見直しの中で検討するというお話について伺いたいのですが、どれぐらいのスパンで計画の見直しを考慮されるのか。

#### 事務局

立地適正化計画については、5年ごとの見直しといたしますか、評価を行うこととなっております。

評価をしたうえで必要な場合はそこで見直しをかけるということになりますので、基本的には5年ごとというように考えております。

ただ、5年でなくとも、重要な変更等が生じる場合には変更は可能となっておりますので、基本的には5年ごとに評価をして、必要な場合は適宜見直しを行うというように考えております。

#### 委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

サービス付き高齢者向け住宅は難しいですね。でもこれだけ中心核以外に分布しているので理由があるのか、ちょっとまちなかから離れたようなところに設置したいんでしょうかね。いかがでしょうか。

#### D委員

サービス付き高齢者向け住宅が誘導施設の候補に入っているのが、そもそも疑問を感じています。有料老人ホームが入っていないのにサービス付き高齢者向け住宅は入っているのか、私の中で何かしっくりこない。

そもそもサービス付き高齢者向け住宅というのは、そこに住んでる人たちが介護保険サービスも受けられる施設ですが、例えばデイサービス、通所介護とか訪問介護とかに関しては厚生労働省管轄となりますが、サービス付き高齢者向け住宅に関しては違うんですよね。だからそういう意味で違和感があるのかなとも思ったりもするんですけど。

もともと住んでいるところから多分離れたくない、その地域の中で暮らしたいっていうニーズを汲んで、バラバラに立地しているのではないかという気はします。

誘導施設として設定すべきなのか、私の中で落とし込めないというか。高齢者の入居施設で一番皆さんがピンとくるのがおそらく特別養護老人ホームだと思いますが、それは事務局案には挙がっていない。養護老人ホームや軽費老人ホームになってくるともう数も全然少ないので挙がってこないことも理解できますが、サービス付き高齢者向け住宅は、なぜ事務局案として設定されているのでしょうか。

#### 委員長

ご専門なので、個別にご意見、アドバイスいただく方がよいでしょうか。市として特に何か思いがあるんでしょうか。

#### 事務局

今後、高齢者が増えるという中で、地域包括支援センターの話とも絡みますが、地域包括支援センターというのは、住み慣れた地域で生活できるように介護とか福祉とか医療とかを総合的に相談できるところで、人を集めるところ以外にも必要という考え方で住み慣れた地域で住み続ける環境を作っていくというのも大事ですが、何年か前に都市計画マスタープランという計画を策定にあたってアンケートした時に、市街化調整区域や郊外に住んでいる方の何割かはまちなかに移りたいと、買い物も不便で、通院も不便で、日常生活に支障をきたしているというご意見がありました。そうした時に、お年寄りの方が新たに投資をして家を買ってというのは少し現実的ではないと考えまして、賃貸の住まいがまちなかにあって、お年寄りも便利なところに住みたい人が、そこに移れる環境を作った方がいいのではないかと考えております。

もう1つは、特別養護老人ホームは、要介護度が高い方が入居される施設である一方で、サービス付き高齢者向け住宅に住まれる方は、アクティブな方もいらっしゃるもので、まちなかが良いのではないかと考えたところです。また、介護の担い手の方もどんどん減っていきますので、ある程度便利なところに移りたいという意向のお年寄りが集まって住んでいたのが良いのではないかとこのところ、まちなかの誘導施設として設定すべきではないかと考えているところです。

#### 委員長

高齢者福祉施設の分類がわかっていないところもあるのですが、今の話でいくと、通う系の施設に関しては、誘導施設の候補に入っていて、それ以外の分類の施設は、候補に入れてないという理解で良いのでしょうか。

#### 事務局

特別養護老人ホームという入居型の介護施設に関しては、現在候補としておりません。軽費老人ホームやグループホームについては、検討の余地があるかもしれません。

立地適正化計画（の届出制度）というのは、新しく家を建てる人は居住誘導区域に住んでくださいというものになりますが、現時点で居住誘導区域外に住んでいる人に対しての住み替えを促進する視点が抜けています。便利なところに住み替えしたいと思っている人も移してあげられるような仕組みがあった方が良いのではないかと考え、そのための施設としてサービス付き高齢者向け住宅が代表的と思ったので事務局案として記載をさせていただきました。

#### B委員

地域包括支援センターを生活拠点へ誘導しようという、誘導できれば良いというのは、よく理解しているつもりですが、サービス付き高齢者向け住宅や介護施設にしても、介護施設の長期計画を別途で策定されている訳ですから、それに合わすべきだと思います。

もちろん今調整していると説明がありましたが、ここで議論するのが適切なのかどうかというと、現在計画の見直し中ですが、順次5カ年計画で計画を立てておりますから、そちらでオーソライズされたものに合わすべきだし、あえてここで二重の方向性を持つ必要がないのかなと考えます。

#### 委員長

二重の基準にはしないようにぜひ調整いただければというように思います。

ただ本日は、せつかくの場ですので、この時点で都市構造という観点からこの介護施設のあり方についても、ご意見をいただきたいと思います。それをぜひ担当課との調整の際に、本検討委員会からのたたき台ということで協議していただければと思います。

本日のお話でいくと、サービス付き高齢者向け住宅と地域包括支援センターは、中心核の誘導施設として位置づけ、地域包括センターに関しては生活拠点においても位置付けると

ということですね。

この案で、ひとまず介護福祉施設については、事務局で調整していただくということよろしいでしょうか。

**B委員**

通所系介護施設は誘導施設に設定するということですか。

**委員長**

通所系介護施設は誘導施設には設定されません。この表からも消しますよね。

**事務局**

はい。

**委員長**

よろしいでしょうか。

あと、地域子育て支援施設については、中心核と生活拠点で誘導施設に位置付けるということになっています。

**事務局**

A3箇所図で言いますと、緑の丸が地域子育て支援施設というところでどちらかという公園とか広場のような子供が遊べるような空間の周辺に設けているイメージとなります。

地域子育て支援施設については、担当課でも人口が減る中で集約していかないといけないという認識はあるのですが、現時点で問題があるわけではないという意見も聞いておりました。そうは言いながらも担い手も減少する問題もあり、協議を進めているところです。

アンケートでも中心核や生活拠点に誘導施設として設定すべきという結果となっていますので、今後のまちづくりを考えると、誘導施設に設定すべきと思いますが、行政としても集約していくべきなのかどうかという方針が定まっておきませんので、担当各課と調整を今後も進めていきたいと考えているところです。以上です。

**委員長**

地域子育て支援施設についても担当課と調整ということですが、中心核と生活拠点において誘導施設に位置付けるという事務局案に対してご意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、この案で進めていただければと思います。

次、こちらにも悩ましいですが、店舗について、特に、500平米以上の食料品のスーパーマーケット、こちらについてはもうすべて中心核、副次核、生活拠点のそれぞれにおいて誘導施設として位置付けてはどうかという事務局案でございます。いかがでしょうか。

ドラッグストアは大規模小売店舗に含まれているのでしょうか。食料品スーパーマケ

ットにドラッグストアは含まれないということでしょうか。

**事務局**

アンケートをさせていただいた際は、生鮮食料品を扱う店舗というような記載をさせていただいたので、ドラッグストアも含まれてしまうのですが、先ほど説明がありましたように、菊間や大西のスーパーは何とか維持したいという思いがございますので、定義づけを再定義させていただいております。資料13ページの下側の注釈になりますが、食料品スーパーマーケットというのは、総務省の産業分類において定義づけされているもので、ドラッグストアは含まれません。イオンのようなスーパーでも家電、服といったものを扱う総合スーパーマーケットも食料品スーパーマーケットに含まれません。

本日の資料ですと、A3図面の緑色の総合スーパーマーケットや黄色のドラッグストアってというのは、この食料品スーパーマーケットの定義には該当しないということで事務局案を作成しております。

**委員長**

はいこちらについてご意見いかがでしょうか。

**E委員**

既存の店舗ってというのは、辞めるときに届出が必要になるのでしょうか。

**事務局**

都市機能誘導区域内にある店舗が辞める場合は届出が必要になります。

**E委員**

店舗を誘導するというのは非常に難しいと感じる。やはり、マーケティングしてここに店が必要なのか、収支を伴う、それである程度の広さの駐車場が必要であるといったところで、この都市機能誘導区域内にそういう適した場所があるのか。

それだったら区域外に出店した方が、集客が見込めるという場合もあると思います。都市機能誘導区域内に誘導するというのは、いかがなものなのかと感じるところで、辞める際に届出が必要というのも疑問を感じるところです。

**委員長**

ありがとうございます。

ただいまのご意見で言うと、この食料品スーパーマーケットについては、誘導施設として設定すべきではないというご意見かと思えます。

関連して、ご意見ございましたらいかがでしょうか。

**F委員**

誘導施設が撤退する際に必要な届出というのは、どれくらい負担がかかるものなのかというご意見だと思います。

私も同じような意見がありまして、民間の小売業の店舗は、どこに出店すれば儲かるのかということは、その企業努力の一環なので、私はコンビニエンスストアを誘導施設に設定すべきではないとアンケートで回答しましたが、そういう理由がありました。

現実的な例として、菊間の方に国道 196 号を走っていくと、セブンイレブンがあります。セブンイレブンができる前は、菊間地区にはコンビニがファミリーマートとローソンがあったはずですが。ローソンよりも今治寄りの人家がないようなところにセブンイレブンができて、セブンイレブンの方にお客さんが入るようになって、真ん中にあったローソンは撤退してしまいました。

そういうのを見ていると、やはり企業努力の一環としてそうなっているんだなと感じる。

地図をみると、新しくできたセブンイレブンまで誘導区域に含まれています。セブンイレブンが立地していなければ、誘導区域にこの周辺を含めるということではなかったのではないかという議論はしましたよね。やはり小売業は民間の努力次第というように感じます。

ただ、この検討委員会の目的として、できるだけインフラのあるところに将来の市民を集めていきたい、そのためには食料品スーパーマーケットを維持していく必要があると。

まさに本町 5 丁目では、私の友人のお母さんが独居老人で、近所のスーパーが全滅したんでどうしようという状態になっています。

居住を誘導する区域に必要な機能を維持していくという立地適正化計画の趣旨を踏まえると、誘導区域内に食料品スーパーマーケットがあった方がみんなは安心できる。ただ経済原則がありますので、撤退しなければならないとなった時、その際の手続き、申請の負担というのはどれぐらいのものになるのか教えていただきたい。

#### 事務局

詳細については改めてご回答させていただきたいと思いますが、基本的には届出書を出していただくのみと考えております。届出は、許可制度ではありませんが、法律上罰則規定も定められています。なお、都市機能誘導区域内にある誘導施設を廃止する場合の届出には罰則規定は定められておりません。

届出の詳細な内容につきましては次回、ご説明させていただければと思います。

#### 委員長

食料品スーパーマーケットについていかがでしょうか。その他、ご意見ございましたらお願いします。

店舗を辞める際の届出というのは、無理やり続けさせようとするためのものでは、当然ないということです。

#### 事務局

もう 1 つ、届出の趣旨といたしましては、誘導区域外のどこに住宅が建つのか、また誘導

施設として設定している施設が誘導区域外のどこ立地しているのかなどを把握するためにも届出を出していただくことになっております。

#### 事務局

補足で、資料 12、13 ページについて、市役所支所と小学校、中学校の方には米印がついております。

こちらは今後、人口が減少する中で、行政としてあり方を十分に検討すべき重要な施設であると考えております。今後、庁内でも検討が進められていくことになるということで、米印を入れさせていただいております。以上です。

#### 委員長

はい、ありがとうございます。

先ほどの食料品スーパーマーケットについていかがでしょうか。将来誘導区域内に人が住んでもらいたいということで最低限の機能を維持していく考えのもと、中心核、副次核、生活拠点のそれぞれで食料品スーパーマーケットを誘導施設として設定するものとなっておりますが、この事務局案でよろしいでしょうか。

辞める際の手続きについては、負担がないような形で考える必要があるかなと思います。

資料 12、13 ページの青色箇所については、事務局案で基本的には進めていただきますが庁内関係部署との調整は必要であるということになります。

その他、黄色の部分はアンケートから変更を行った箇所となりますが、図書館と特に産婦人科、小児科の医療機関を委員の方のご意見を踏まえて新しく位置付けております。

また、スポーツ施設と大規模小売店舗については、既存施設の立地状況から副次核において誘導施設に設定するという事となっております。ご意見よろしいでしょうか。

では、事務局案を進めるということで確定したいと思います。よろしくお願いします。

では次の議事 2 に移ります。

#### 事務局

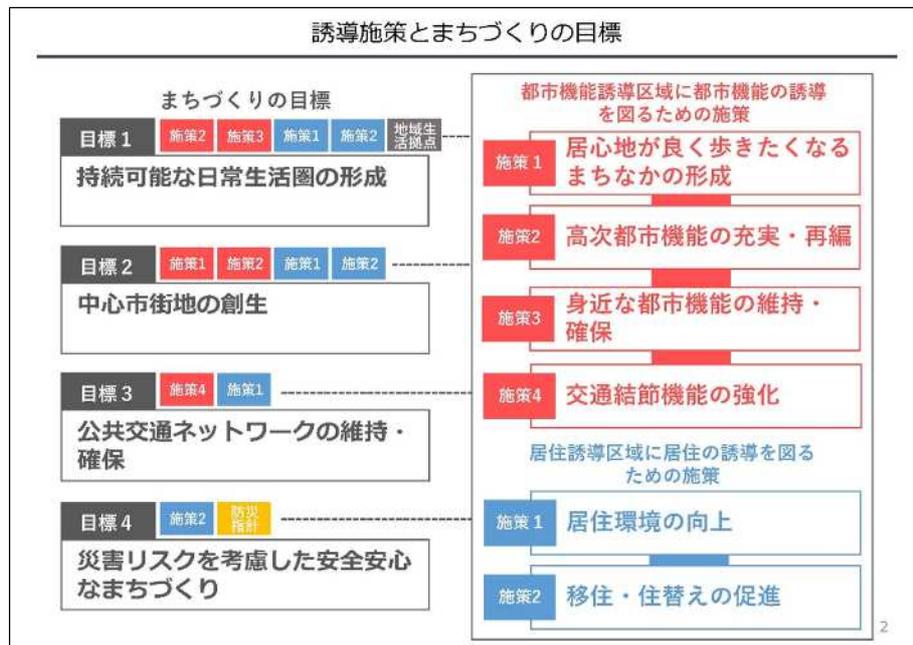
##### <【資料 2】都市機能や居住を誘導するための施策>

それでは、議事 2 の都市機能や居住を誘導するための施策につきまして、資料 2 で説明させていただきます。

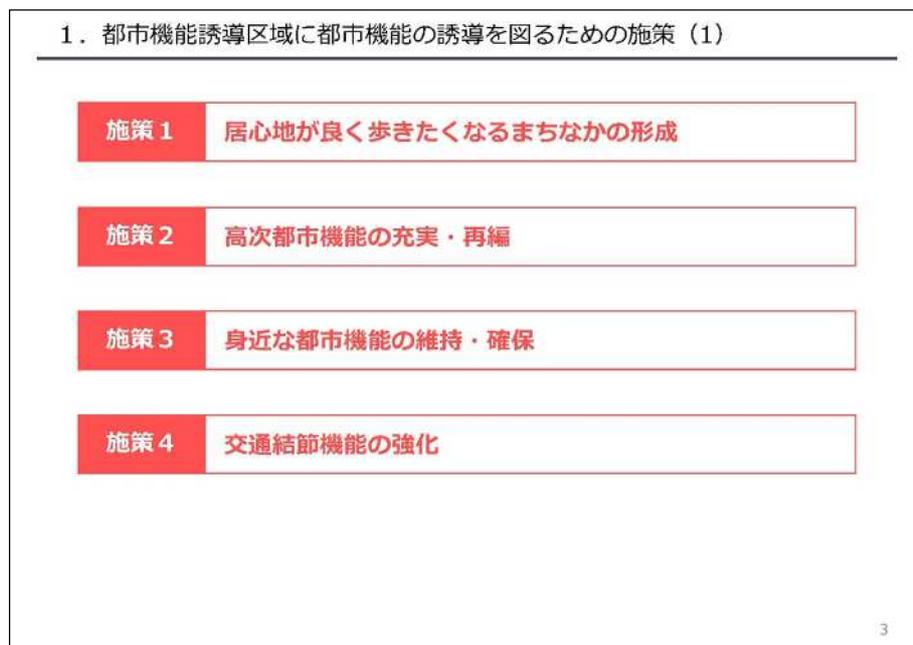
まず、本日、配布させていただいた資料には、誘導施策とまちづくりの目標の関係を整理しています。

昨年度末の第 4 回の委員会で説明させていただきましたが、立地適正化計画では、持続可能な日常生活圏の形成、中心市街地の創生、公共交通ネットワークの維持・確保、災害リスクを考慮した安全安心なまちづくりの 4 つの目標をかかげています。

これらのまちづくりの目標を踏まえまして、都市機能誘導区域に関する施策として、大きく 4 つ、居住誘導区域に関する施策として大きく 2 つの施策を整理しています。



それでは、都市機能誘導区域に関する施策から説明させていただきます。



まず、「居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成」といたしまして、中心市街地において、まちなかの公共空間等を活用した、ウォークアブルな空間としての再整備を推進することとしています。

具体的な取組として、中心市街地における公共空間の再整備、シビックゾーンの再整備、エリアマネジメントの支援、エリアプラットフォームの設立を位置付けています。

これらのより詳細な内容は現在、「今治市中心市街地創生デザイン会議」において検討していただいているところです。

### 1. 都市機能誘導区域に都市機能の誘導を図るための施策（2）

**施策1 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成**

- 都市に活力を生み出すため、人々が集い・憩い多様な活動を繰り広げられる場へととして、車中心から人中心の空間へと再構築を行う。
- 中心市街地においては、まちなかの公共空間等を活用し、関係団体等と連携したウォークアブルな空間としての再整備を推進する。

【主な取組】

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
1-1	中心市街地における公共空間の再整備	中心市街地において港の賑わいをまちの日常へ広げるため、社会実験等を実施しながら段階的に人中心の空間へと公共空間の再構築を行う。 【対象エリア】今治港内港、広小路、商店街、芝っ広場、市役所前広場、今治駅前広場など	今治市中心市街地まちづくり構想、今治市中心市街地公共空間デザイン戦略(素案)
1-2	シビックゾーン <sup>※</sup> の再整備	老朽化が進行するシビックゾーン内の公共施設の再編・再配置により、行政施設の集約・複合化とあわせて、施設跡地の活用を行う。	今治市中心市街地まちづくり構想、今治市シビックゾーン再整備基本計画(素案)
1-3	賑わいの創出に寄与するエリアマネジメントの支援	公共空間の有効活用により、賑わいの創出や市内外の様々な人の交流促進に資する市民等が主体となる取組を支援する。 【取組例】せとうちしまなみマルシェ、土曜夜市、日曜朝市など	今治市中心市街地公共空間デザイン戦略(素案)
1-4	エリアプラットフォームの設立	中心市街地における効果的なエリアマネジメントを推進するため、中心市街地全体の組織としての大きなテーマを掲げ、各主体が情報共有しつつ方向性を整える場として設立を行う。	今治市中心市街地公共空間デザイン戦略(素案)

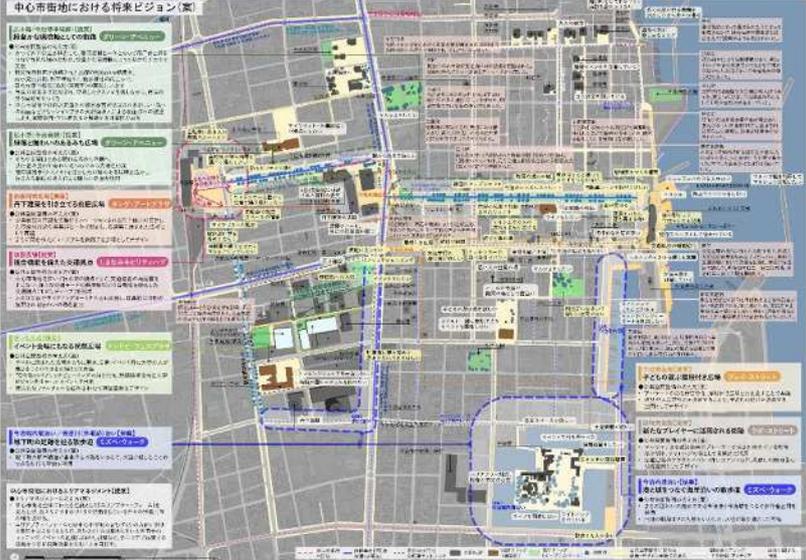
※シビックゾーンは、国道317号・県道38号線・ケヤキ並木等に囲まれたエリアで、法務局、税務署、警察署、東予地方局、旧日吉小学校等の国県市の各種公共施設が集積している。



公共空間再構築・利活用のイメージ（広小路）  
「中心市街地公共空間デザイン戦略（素案）」より

こちらは、過年度に作成された、「今治市中心市街地まちづくり構想」の将来ビジョンの案になります。

(参考) 今治市中心市街地まちづくり構想



資料：R5第3回今治市中心市街地創生デザイン会議資料より抜粋

次に、「高次都市機能の充実・再編」といたしまして、公共交通の利便性等が高い中心市街地や今治新都市において、広い範囲を対象とする高次都市機能の整備を行うこととしています。

関連計画との連携を図りながら、具体的な取組として、今治版ネウボラ拠点施設の整備、複合庁舎の整備検討、県立今治病院の移転、河野美術館の再整備を位置付けています。

1. 都市機能誘導区域に都市機能の誘導を図るための施策 (3)

**施策2 高次都市機能の充実・再編**

・公共交通の利便性等が高い中心市街地や今治新都市において、広い範囲を対象とする高次都市機能の整備を行うことで、多くの市民の利便性の向上や効率的なサービスの提供を可能とし、市全域の都市活力や市民の暮らしの質の向上を図る。



(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設の整備イメージ  
〔今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画〕より

**【主な取組】**

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
2-1	(仮称)今治版ネウボラ拠点施設の整備	子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制を強化し、妊産婦から子どもがいるすべての家庭の相談、情報発信、手続き等に係る子育て支援の取組の充実を図るため、市内に点在する子育て支援施設を集約化し、子どもたちをまわ全体で育んでいく場として、今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行う。	(仮称)今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画
2-2	複合庁舎の整備検討	高齢化が進む国・県・市の官公庁施設について、持続可能な地域社会の実現に資する公共施設の再整備・機能更新について検討を行う。	今治市シビックゾーン再整備基本計画(素案)
2-3	県立今治病院の移転	今治圏域における中核病院として、政策的医療を中心に地域医療を担っている県立今治病院について、今治新都市第2地区を移転候補地として整備を促進し、地域医療体制の強化を図る。	愛媛県立今治病院老朽化対策基本計画
2-4	河野美術館の再整備	開館以来56年が経過し、耐震性を有していない河野美術館の再配置を検討し、本市の文化芸術の振興・発信・体験・交流の拠点としての機能を維持する。	今治市シビックゾーン再整備基本計画(素案)

次に、「身近な都市機能の維持・確保」といたしまして、主に生活拠点において都市機能を維持・確保しているための施設になりますが、具体的な取組として市立保育所・認定こども園の再編、図書館の改修、公的不動産の有効活用、誘導施設の整備に対する支援を位置付けています。

1. 都市機能誘導区域に都市機能の誘導を図るための施策 (4)

**施策3 身近な都市機能の維持・確保**

・人口減少・少子高齢化の更なる進行や限られた財源の中で、今後も都市機能を維持・確保していくため、計画的な維持更新や再配置による施設総量の適正化を図る。

・今後、整備又は更新する誘導施設については、施設跡地等の公的不動産を活用するほか、民間事業者等との連携により、都市機能誘導区域内への立地を誘導する。

**【主な取組】**

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
3-1	市立保育所・認定こども園の再編	将来にわたり安定した教育・保育を提供するため、民間事業者への定員移管や施設の統合による再編成の検討を行う。	第2期今治市子ども子育て支援事業計画
3-2	図書館の改修	開館より25年が経過し、空調等機械設備の更新が必要である中央図書館及び波力図書館の老朽化対策等を検討する。	—
3-3	公的不動産の有効活用	既存公共施設の利用需要の変化を踏まえた多機能化・複合化、公有地の有効活用等による、地域に必要な都市機能の誘導を検討する。	—
3-4	誘導施設の整備に対する支援	産科・小児科を有する医療機関の維持・確保や、高齢者が暮らしやすい住まいの提供等に対する支援の検討する。	—

次に、「交通結節機能の強化」といたしまして、日常生活圏内における移動手手段の確保を図るための取組として、モビリティハブ及び新モビリティの導入、シェアリング型モビリティの導入、交通結節機能の強化、自転車利用環境の向上を位置付けています。

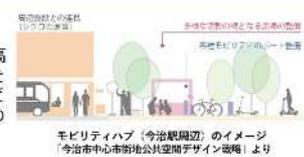
シェアリング型モビリティの導入につきましては、誘導施設に関するアンケートでご意見をいただいた取組になります。

以上が、都市機能誘導区域に関する施策になります。

1. 都市機能誘導区域に都市機能の誘導を図るための施策 (5)

**施策4 交通結節機能の強化**

・ 鉄道の駅前やバスの停留所、地域住民の利用頻度が高い場所の周辺等に、シェアリング型の移動サービスを含めた様々な交通モードの接続・乗り換え拠点（モビリティハブ）を整備することで、地域住民の利便性の向上を図る。



モビリティハブ（今治駅周辺）のイメージ  
「今治市中心市街地公共空間デザイン戦略」より

**【主な取組】**

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
4-1	モビリティハブ及び新モビリティの導入	今治駅周辺において、サイクリングターミナル等と連携しながら、バス、自転車、新モビリティなど様々な交通モードの乗換拠点として再編を行う。	今治市中心市街地公共空間デザイン戦略（素案）
4-2	シェアリング型モビリティの導入	生活拠点等における日常生活の利便性向上等を図るため、地域の多様なニーズに対応したシェアリング型モビリティの導入について検討する。	—
4-3	交通結節機能の強化	鉄道駅や主要なバス停の利便性の向上に資する環境整備を検討する。	—
4-4	自転車利用環境の向上	既存の道路空間を再配分し、安全で快適な自転車通行空間の確保と自転車ネットワークの形成を図るため、自転車道又は自転車専用通行帯等を設置する。	—

次に、居住誘導区域に関する施策の説明をさせていただきます。

2. 居住誘導区域に居住の誘導を図るための施策（1）

---

**施策 1** 居住環境の向上

**施策 2** 移住・住替えの促進

9

まず、「居住環境の向上」といたしまして、居住誘導区域やその隣接地において、子どもや高齢者等に優しい良好な都市基盤施設を整備するとともに、空き家などの低未利用地の改善、有効活用を行うことで、居住環境の向上を図ることとしています。

具体的な取組として、乳幼児用遊び場「すくすくガーデン」の整備、待機児童の解消、老朽化した都市計画施設の改修・更新、公共交通の維持・確保を位置付けています。

2. 居住誘導区域に居住の誘導を図るための施策（2）

---

**施策 1** 居住環境の向上

・居住誘導区域やその隣接地において、子どもや高齢者等に優しい良好な都市基盤施設を整備するとともに、空き家をはじめとする低未利用地の改善及び有効活用等を行うことで、居住環境の向上を図る。

【主な取組】

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
1-1	乳幼児用遊び場「すくすくガーデン」の整備	市内各所の公園等をネットワーク拠点施設の「遊び場サテライト」として位置づけ、乳幼児等が安心して遊べる「すくすくガーデン」の整備を行う。	—
1-2	待機児童の解消	民間事業者と連携して、放課後児童クラブにおける待機児童解消のための方策を検討する。	—
1-3	老朽化した都市計画施設の改修・更新	都市公園(住区基幹公園)、都市計画道路の再整備・バリアフリー化等による快適で安心して暮らせる市街地の形成を図る。	今治市都市計画マスタープラン
1-4	公共交通の維持・確保	将来において持続可能な公共交通網のあり方、地域公共交通の活性化に向けた住民・交通事業者・行政の役割を定め、公共交通ネットワークの再構築を図る。	今治市地域公共交通計画



すくすくガーデン（今治交通公園）

10

また、用途地域等の見直し、老朽危険空き家の解消、都市のスポンジ化対策のための制度活用を位置付けています。

## 2. 居住誘導区域に居住の誘導を図るための施策（3）

### 施策1 居住環境の向上

- 居住誘導区域やその隣接地において、子どもや高齢者等に優しい良好な都市基盤施設を整備するとともに、空き家をはじめとする低未利用地の改善及び有効活用等を行うことで、居住環境の向上を図る。



解体前

解体後

老朽危険空き家等の解消

**【主な取組（つづき）】**

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
1-5	用途地域等の見直し	用途地域等の見直しによる住環境の維持・保全を行う。	今治市都市計画マスタープラン
1-6	老朽危険空き家等の解消	老朽危険空家除却事業を活用して老朽危険空き家の解体を支援するなど、周回に悪影響を与えている老朽危険空き家や管理不全空き家の解消を促進する。	今治市空家等対策計画
1-7	都市のスポンジ化対策のための制度活用	立地誘導促進施設協定制度（空き地を活用して、交流広場等を地域コミュニティ団体等が共同で整備・管理する仕組み）の活用により、低未利用地の有効活用を図る。	立地誘導促進施設協定制度

11

次に、「移住・住替えの促進」といたしまして、移住・定住施策と連携した空き家の流通促進や、災害リスクの高いエリアや郊外からの居住誘導区域内への住替えを促進することとしています。

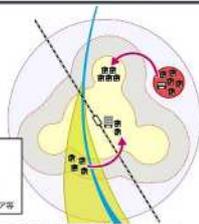
具体的な取組として、空き家の市場化・利活用の促進、居住誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転の促進、居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援を位置付けています。

以上が、居住誘導区域に関する施策になります。

## 2. 居住誘導区域に居住の誘導を図るための施策（4）

### 施策2 移住・住替えの促進

- 移住・定住施策と連携した空き家の流通促進や、災害リスクの高いエリアや郊外・市外からの居住誘導区域内への住替えを促進する。



災害ハザードエリアから居住誘導区域内への移転のイメージ  
【立地適正化計画作成の手引き【資料編】】より

**【主な取組】**

番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
2-1	空き家の市場化・利活用の促進	空き家所有者と宅建業者、移住希望者と宅建業者とをマッチングさせる仕組みの構築、いまばり空き家バンクの高度化と全国版空き家バンクとの連携、定住支援員の設置等により、空き家を活用した移住・定住を促進する。	今治市空家等対策計画
2-2	居住誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進	各種ハザードマップの随時見直し及び周知の徹底を行うとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用した災害リスクが高いエリアからの移転を支援する。	—
2-3	居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援	高齢者世帯の住み替え支援、都市の低炭素化に資する住宅等に対する支援等を検討する。	—

12

以上が誘導区域内に講じていく施策の案になりますが、今治市は市域が広く、島しょ部を含めて、ライフスタイルの多様化に応じた居住地が選択できる環境の整備や、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備するための取組も重要と考えていますので、そのような取組を継続し、地域の活力の維持・向上を図っていくことにつきましても、本計画に記載していく考えです。

3. 居住誘導区域外を含めて安心して暮らせる居住地の形成			
・ ライフスタイルの多様化等に応じた居住地が選択できる環境の整備や、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備するための取組を継続する。			
【主な取組】			
番号	取組名称	取組の概要	関連する計画等
1-1	公共交通の維持・確保【再掲】	将来において持続可能な公共交通網のあり方、地域公共交通の活性化に向けた住民・交通事業者・行政の役割を定め、公共交通ネットワークの再構築を図る。	今治市地域公共交通計画
1-2	老朽危険空き家等の解消【再掲】	老朽危険空き家除却事業を活用して老朽危険空き家の解体を支援するなど、周りに悪影響を与えている老朽危険空き家や管理不全空き家の解消を促進する。	今治市空き家等対策計画
1-3	空き家の市場化・利活用の促進【再掲】	空き家所有者と宅建業者、移住希望者と宅建業者とをマッチングさせる仕組の構築、いまばり空き家バンクの高度化と全国版空き家バンクとの連携、定住支援員の設置等により、空き家を活用した移住・定住を促進する。	今治市空き家等対策計画
1-4	安定した医療提供体制の構築	今治医師会と連携しながら、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療が安定的に供給される体制を構築する。	—
1-5	地域福祉に関する総合的な支援	地域福祉の意識醸成や地域活動参加へのきっかけづくり、互助のための地域力向上、地域福祉のための場づくり、共助・公助の連携強化など、総合的な支援体制の構築を行う。	今治市地域福祉計画
1-6	高齢者等の日常生活の支援	生活に関する不安の解消や、寝たきりにならないための予防事業の推進、高齢者を見守る地域の体制づくりを強化を図る。	今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
1-7	地域包括ケアシステムの推進	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、定期巡回・随時対応型訪問看護の整備を行う。	今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
1-8	公共施設等のバリアフリー化	既存の公共施設のバリアフリー改修やバリアフリー情報の周知を行う。新設の際には、障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすい施設となるよう、計画段階からユニバーサルデザイン化を検討する。	—

以上で【資料2】の説明を終わります。

#### 委員長

多岐にわたっておりますが、もし何かお気づきの点等ございましたら、ぜひご意見いただければと思います。

よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日の議論を以て、ひとまずこの方向で進めるということになるのでしょうか。

#### 事務局

誘導施策は、非常に難しいものと思っておりますので、こちらの施策等につきましては、まず、市の案を皆様に聞いていただき、本日のご意見を踏まえて次回の検討委員会で最終的な事務局案というのをご提示させていただければと考えております。

また、施策内容につきましては、各担当課への聞き取り、協議等も進めておりますので、次回改めて事務局案をご提示させていただければと考えております。

#### 事務局

特に「施策2」の中心市街地の再生については、現在、魅力都市創生課において具体的な中心市街地での取り組みを検討しているところです。

中心市街地に関する計画も今年度策定に向けて進めておりまして、今後その内容を立地適正化計画に反映できたらと考えており、本日ご説明した内容が多少変わることはあるかもしれませんが、随時報告させていただけたらと思っております。

#### 委員長

基本的に大枠としてはご意見ないので、この方向で進めていただければと思います。  
では次の議事3、防災指針ということで引き続き説明をお願いいたします。

#### 事務局

パスコの出合と申します。

#### <防災指針【資料3】>

それでは、議事3の防災指針についてご説明させていただきたいと思えます。【資料3】の方をご覧ください。

2ページ目をご覧ください。2ページ目には、防災指針の基本的な考え方と、検討フローを示しております。

本市においては、洪水や高潮等によって市街地の大部分が浸水するおそれがあり、地震や液状化のリスクについても市街地の広範囲に予想されています。

既成市街地では、既に一定の都市基盤施設が整備されており、災害の発生が予想されるエリアの全てを居住誘導区域から除くことは現実的に困難となっています。

このことから、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外することと合わせて、主に居住誘導区域に残存する災害リスクをできる限り回避、低減するため、必要な防災・減災対策を防災指針に位置付け、取り組んでいくことが必要となります。

防災指針の検討手順につきましては、まず、ステップ1として、災害リスクの分析、いわゆる見える化ということで、ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、分析を行います。また、誘導区域の設定にあたって、昨年度に災害リスクの高い地域の抽出を実施しております。

ステップ2として、主に居住誘導区域内に残存する災害リスクを対象とした防災まちづくりに向けた課題の整理を行い、次に、防災まちづくりの将来像や取組方針、具体的な取組の検討を行うという手順で検討を進めます。

【資料3】の4ページ以降の構成は、この手順と同じ流れの構成となっておりますので、よろしくお願い致します。

# 1. 防災指針とは

## 防災指針の基本的な考え方

- 防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せ、**都市の防災に関する機能の確保を図るための指針**となるもの
- 様々な災害のうち、洪水、内水、高潮等により浸水が想定される区域は、市街化区域等の広範囲に及び、既に一定の都市基盤施設が整備された市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難
- 地震や液状化により発生する被害については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界がある
- 災害リスクの高い地域を除外することと合わせて、**主に居住誘導区域に残存する災害リスクをできる限り回避、低減**させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施することが求められる
- **災害リスクを踏まえた課題を抽出**し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく**具体的な取組を位置づける**

## ■ 防災指針の検討フロー



続いて、3ページ目をご覧ください。

前回、検討委員会でもご説明させていただきましたが、防災指針の位置づけを示しております。

防災指針は、立地適正化計画で定めている居住誘導区域において、災害リスクに対する安全性の確保を図るための指針となります。

そのため、『都市計画マスタープラン』や本市全体を対象として策定された防災関連計画である『国土強靱化地域計画』や『地域防災計画』、愛媛県が策定する流域治水プロジェクト等の上位・関連計画を踏まえつつ、課題や施策等の連携・整合を図っていきます。

# 1. 防災指針とは

## 防災指針の位置づけ

- 都市計画において防災を明確に意識したまちづくりを進めるに当たっては、今治市都市計画マスタープランや今治市国土強靱化地域計画、今治市地域防災計画等の上位・関連計画を踏まえつつ、道路や河川管理者である国や県との連携も重要であることから、課題や施策等の連携・整合を図る

## ■ 防災指針の位置づけ



計画	概要
都市計画マスタープラン	都市及び各地域の将来の市街地像を市域に分かりやすい形で示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向付けを行うためのもの
立地適正化計画	都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の立地誘導により、人口減少・超高齢化社会に対応する持続可能なコンパクトシティ形成に助けた取組を進捗するもの
防災指針	災害リスクを考慮した都市の課題、課題を踏まえた防災まちづくりの将来像や具体的施策を定め、都市計画マスタープランや立地適正化計画に反映するためのもの
国土強靱化地域計画	大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、持続可能な地域づくりを進めるためのもの
地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、各種災害の予防・応急対策・復旧に至る一連の防災行政の整備・推進に関する事項をさめ備かくまとめたもの
流域治水プロジェクト	河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策の全体像をまとめたもの



6 ページから 13 ページにかけて、災害リスク分析の結果を説明させていただきます。

6 ページでは、ハザードエリアと誘導区域を重ね合わせ、誘導区域内に残存するハザードエリアの面積や箇所数の分析を行った結果を示しています。

想定最大規模の水害及び津波が発生した場合、市街地の大部分が浸水すると想定されており、誘導区域内においても広範囲に浸水が発生すると考えられています。

土砂災害警戒区域は原則として誘導区域から除外することとしておりますが、今治新都市第1地区に指定される土砂災害警戒区域については、リスク低減に向けた取組を早期に実施する方針から誘導区域に含むこととなっております。

また、必ずしも危険性のある箇所とはなりません、大規模地震発生時に滑動崩落等の被害が発生する事例もみられる大規模盛土造成地が居住誘導区域内に存在しています。

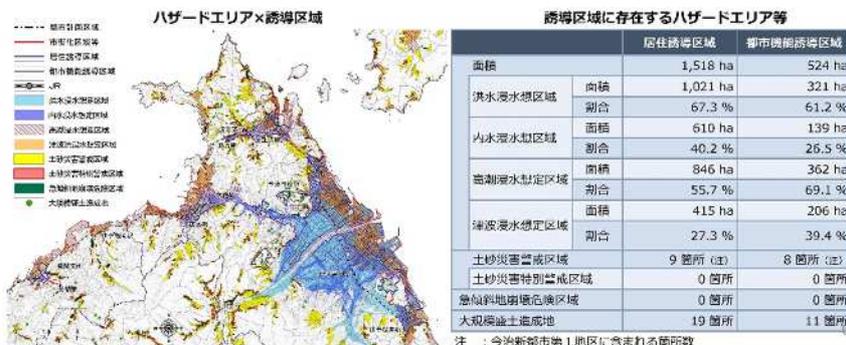
今治新都市第1地区といった例外を除くと、誘導区域内では水害や津波による災害リスクが広範囲に残存しているということとなっております。

## 2. 災害リスクの分析

### 災害リスクの分析

#### ① ハザードエリア × 誘導区域

- 最大想定規模の水害及び津波が発生した場合、市街地の大部分が浸水すると想定されており、誘導区域内においても浸水が発生する
- 土砂災害の恐れがある区域は、原則として誘導区域に含めないこととしているが、今治新都市第1地区に指定される土砂災害警戒区域については、リスク低減に向けた取組を早期に実施する方針から誘導区域に含めている



7 ページ、8 ページでは、水害や津波による浸水想定区域と令和2年時点の人口100mメッシュを重ね合わせた結果を示しております。

1枚目のスライドに洪水と内水の結果を示し、2枚目のスライドに高潮と津波の結果を示しています。

図面上、緑のハッチで示しているエリアは、浸水深の深さから比較的浸水被害が大きくなると考えられるエリアとなります。

洪水、内水、高潮は浸水深さ3m以上のエリア、津波については、浸水深さ2m以上のエリアを設定しております。

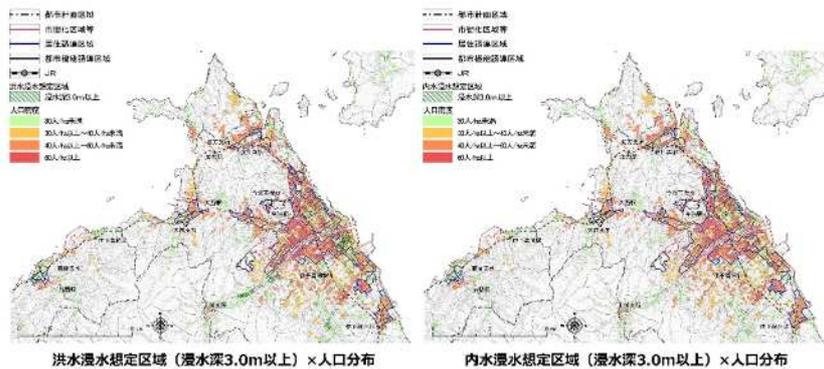
重ね合わせの結果では、洪水や高潮による3m以上の浸水や津波による2m以上の浸水が、人口密度の比較的高い地域においてもみられるという結果となっています。

## 2. 災害リスクの分析

### 災害リスクの分析

#### ② 浸水想定区域（洪水、内水）×人口分布（令和2年）

- 水害（洪水、高潮）による3.0m以上の浸水が想定される区域と津波による2.0m以上の浸水が想定される区域が、人口密度の比較的高い地域においてもみられる

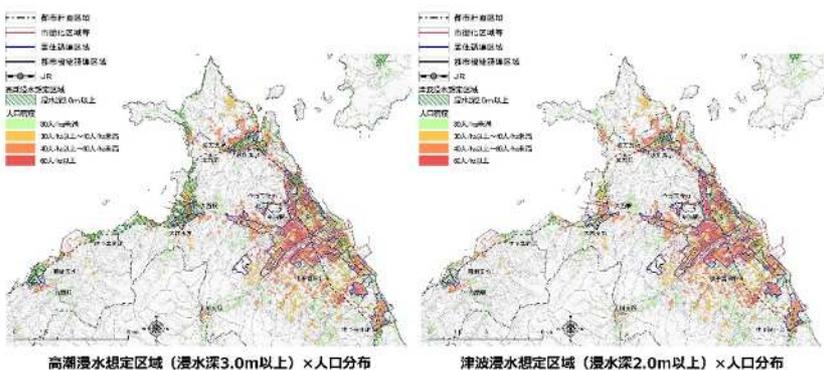


7

## 2. 災害リスクの分析

### 災害リスクの分析

#### ② 浸水想定区域（高潮、津波）×人口分布（令和2年）



8

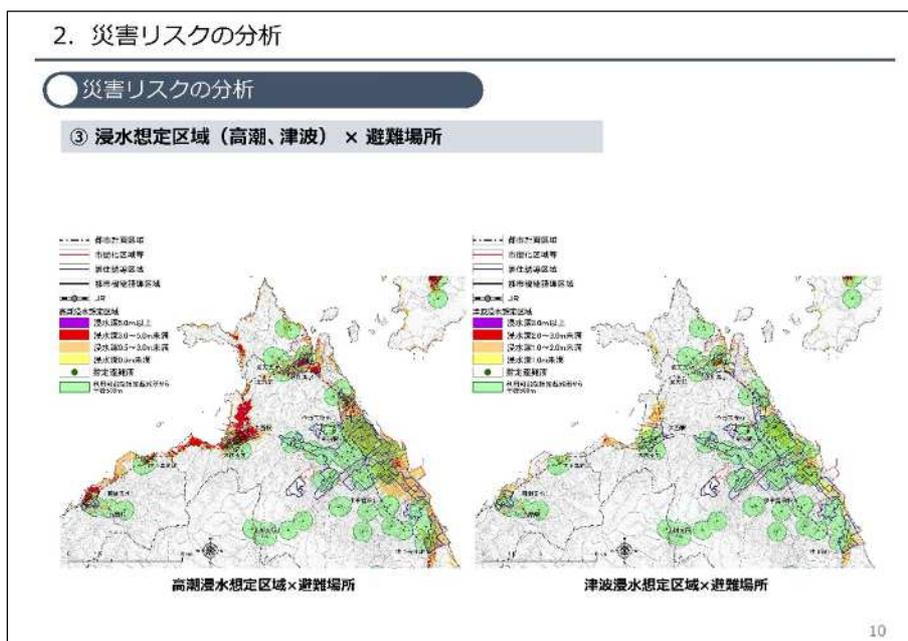
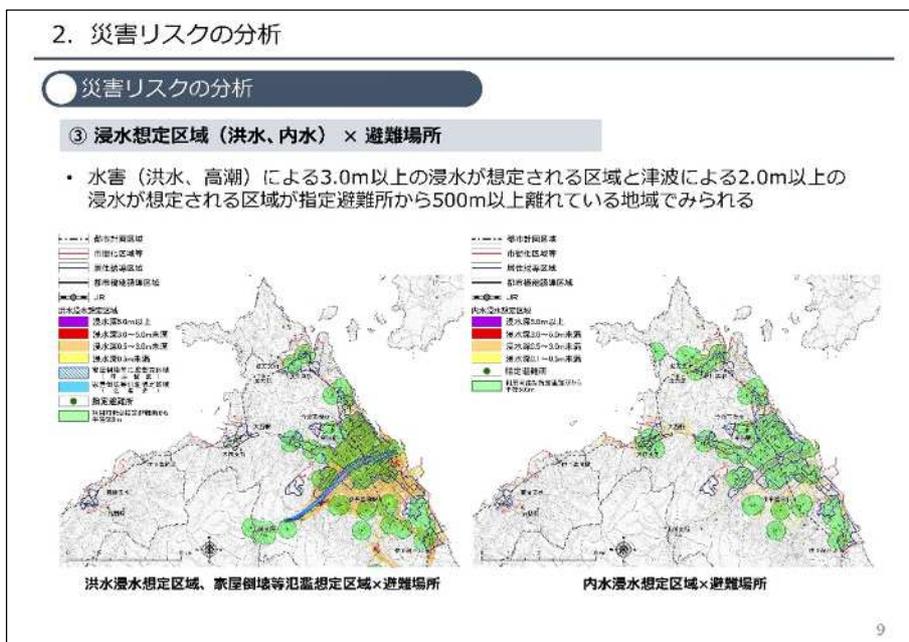
続いて、9 ページ、10 ページでは、水害や津波による浸水想定区域と災害時に利用可能な避難所から高齢者の一般的な徒歩圏等を想定した 500mの距離圏を重ね合わせた結果を示しております。

図上で緑色の範囲が、500mの距離圏を示しています。

先ほどと同様、1 枚目のスライドに洪水と内水の結果を示し、2 枚目のスライドに高潮と津波の結果を掲載しております。

重ね合わせの結果として、洪水、高潮による 3 m以上の浸水と津波による 2 m以上の浸水が指定避難所から 500m以上離れている地域で見られることが分かります。

居住誘導区域内に限定してみた場合、高潮による 3 m以上の浸水が、避難所から 500m圏外となるエリアに広くみられることが分かります。



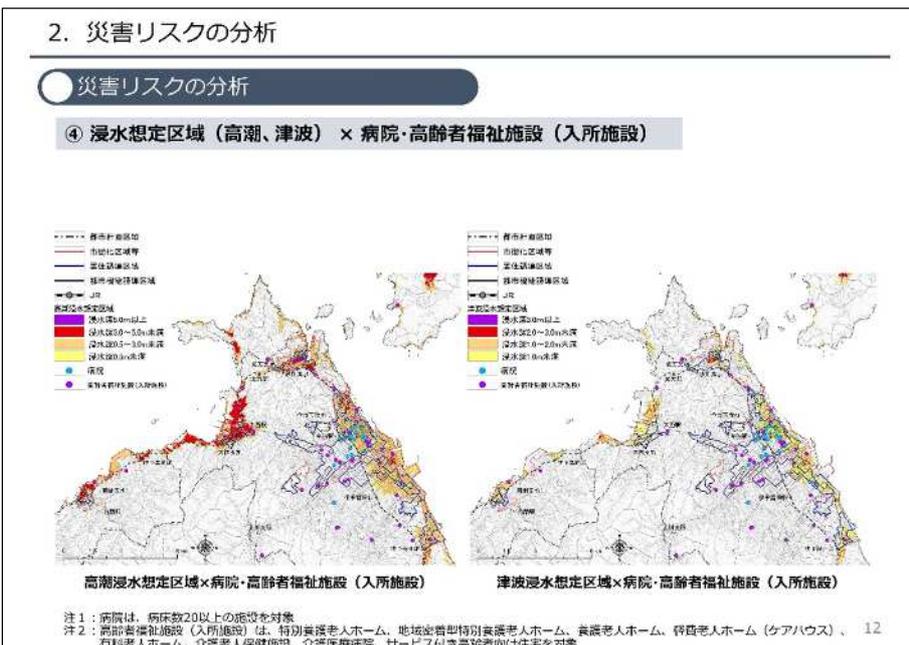
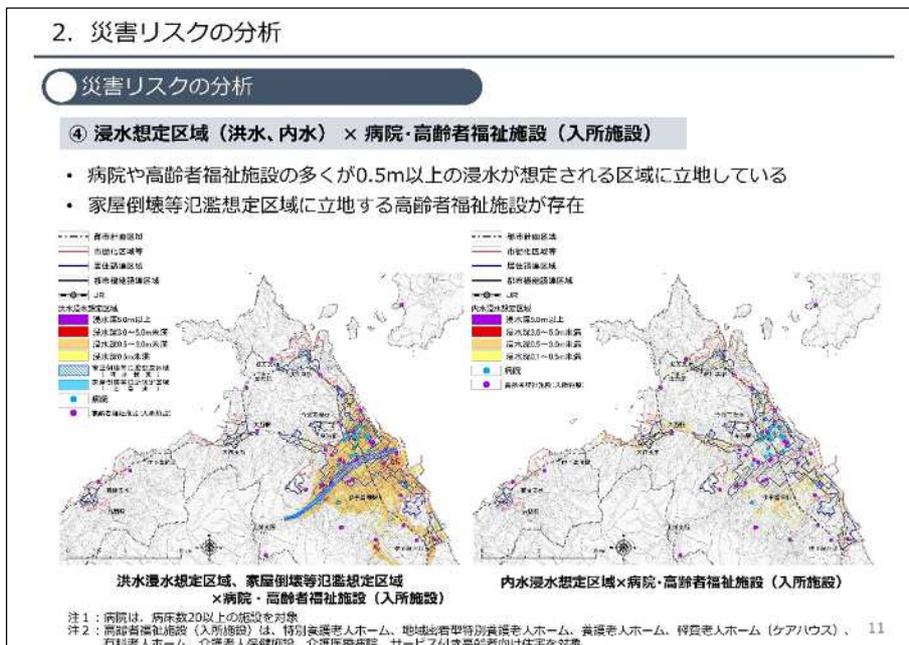
続いて、11 ページ、12 ページでは、水害や津波による浸水想定区域と病院及び高齢者福祉施設のうち入所を伴う施設の立地状況を重ね合わせた結果を示しております。

病院は病床数が 200 床以上、高齢者福祉施設は、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療病院、サービス付き高齢者向け住宅を対象としています。

青色の丸が病院、紫が高齢者福祉施設を示しています。

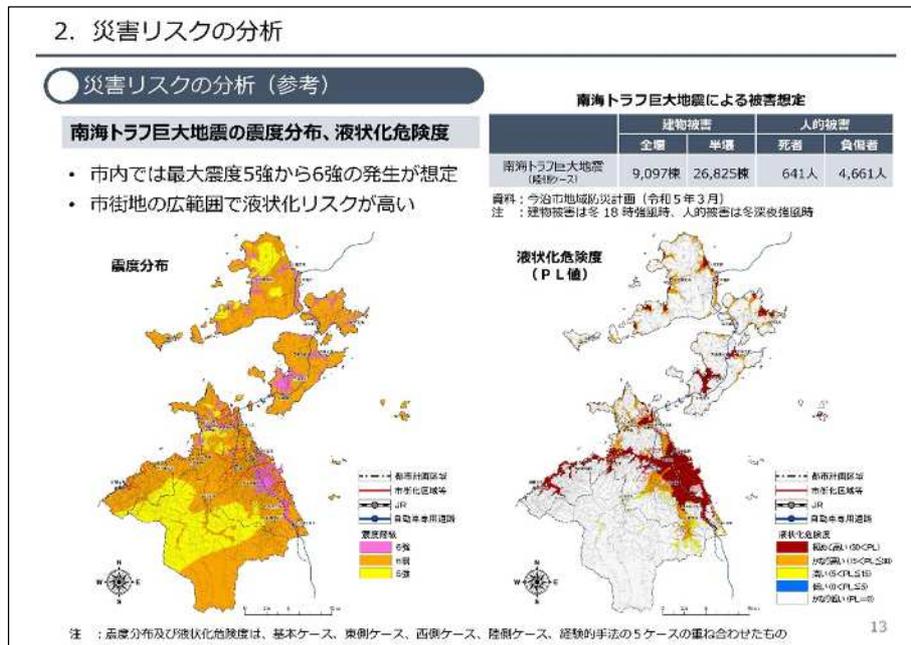
結果をみると、病院や高齢者福祉施設の多くが 0.5m 以上の浸水が想定される区域に立地していることがわかります。

また、河川の氾濫などにより家屋の倒壊等の危険性がある家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地している高齢者福祉施設も確認できます。



13 ページは、これまでも提示させていただいた南海トラフ巨大地震の震度分布、液状化危険度の再掲となります。

図面の通り、市街地の広範囲で震災によるリスクが想定されているという状況です。



14 ページから 16 ページにかけて、災害リスク分析の結果を踏まえ、災害種別ごとに防災まちづくりに向けた課題を整理しております。

まず地震について、今後 30 年以内に発生する可能性が高い「南海トラフ地震」は、本市においても甚大な被害が発生すると考えられています。

そのような中で、居住誘導区域内では、地震や火災に脆弱な木造家屋が密集する地区が存在し、その対策が課題となっています。

また、都市基盤施設の老朽化が進行しているため、緊急輸送の確保に必要となる施設の老朽化対策を最優先で行い、防災機能の強化を図る必要があります。

大規模盛土造成地については、他自治体で大規模地震発生時に滑動崩落の被害が発生しているため、安全性の確認を進める必要があります。

津波について、南海トラフ地震が発生した場合、臨海部の広範囲が津波により浸水すると考えられており、港湾及び漁港施設の一部では老朽化が課題となっています。

病院や高齢者福祉施設が津波浸水のおそれのある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要となっています。

事前避難対象地域では、災害時の情報伝達を含め、確実に避難できる体制を確保する必要があります。

### 3. 防災まちづくりに向けた課題

#### 地震

- 本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、今後30年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」があり、市内では最大震度5強から6強の地震の発生が想定され、甚大な建物被害や人的被害が発生するおそれがある
- 市街地においては、地盤振動が大きく、液状化のリスクも高くなっている。また、居住誘導区域内には、地震やそれに伴う火災等に対して脆弱な木造家屋が密集する地区が存在
- 都市基盤施設等の老朽化が進行しているため、緊急輸送の確保に必要となる各施設等の老朽化対策を最優先で行うなど、各施設が分野横断的に連携し、防災機能の強化を図る必要がある
- 居住誘導区域内には、大規模盛土造成地が19箇所存在している。必ずしも危険性のある箇所ではないが、他自治体では、大規模地震発生時に滑動崩落等の被害が発生しているため、今後安全性の確認が必要

#### 津波

- 発生し得る最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、臨海部の市街地や集落の大部分が津波により浸水することが想定されており、港湾および漁港施設の老朽化もみられる
- 病院や高齢者福祉施設が津波浸水のおそれがある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要
- 地震発生から津波到達までのリードタイムが161分あると考えられており、ほとんどの地域で事前の避難行動が可能と考えられるが、本市では地盤沈下や堤防の破壊による海水流入等、津波以外の要因により事前に避難することが望ましい地域を事前避難対象地域に指定しており、災害時の情報伝達を含めて、確実に避難できる体制を確保する必要がある

14

洪水について、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市街地の大部分が浸水すると考えられており、蒼社川沿いでは家屋倒壊等氾濫想定区域が広範囲に指定され、東鳥生町などの住宅地では3m以上の浸水が想定され、最大規模の洪水に対する避難体制の強化が必要となっています。

また、3m以上の浸水が想定され、避難所から500m以上離れている地域については、今後、避難方法の検討が課題となっています。

津波と同様に、病院や高齢者福祉施設が浸水するおそれがある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要となっています。

家屋倒壊等氾濫想定区域に高齢者福祉施設の立地もみられることから、高齢者や移動障害のある方の逃げ遅れを防止するため、移転の可能性を含めた検討が必要となっています。

内水氾濫について、想定最大降雨により内水氾濫が発生した場合、市街地の大部分が浸水すると予想されています。内水による浸水被害は洪水や高潮によるものと比較して発生頻度が高く、直近においても近見地区、鳥生地区、桜井地区で道路の冠水が発生している状況となっています。

浸水リスクに応じたメリハリのある雨水対策施設の整備を推進するとともに、浸水被害の軽減や安全な避難を確保するための対策が必要となっています。

### 3. 防災まちづくりに向けた課題

#### 水害（洪水）

- 想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市街地の大部分で0.5m以上の浸水が発生すると予想される
- 蒼社川沿いでは家屋倒壊等氾濫想定区域が広範囲に指定され、東鳥生町等の住宅地では3.0m以上の浸水が想定される区域もみられることから、最大規模の洪水に対する避難体制等の強化が必要
- 3.0m以上の浸水が想定される区域で、指定避難所から500m以上離れている地域が存在することから今後、避難方法等の検討が必要
- 病院や高齢者福祉施設が床上浸水のおそれがある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要
- 家屋倒壊等氾濫想定区域において、高齢者福祉施設の立地もみられることから、高齢者や移動障害のある方の逃げ遅れを防止するため、移転の可能性を含めた検討が必要

#### 水害（内水）

- 想定最大降雨により内水が氾濫した場合、市街地の大部分が浸水すると予想される
- 内水による浸水被害は洪水や高潮によるものと比較して発生頻度が高く、直近においても近見地区、鳥生地区、桜井地区で道路の冠水等が発生している
- 浸水リスクに応じたメリハリのある雨水対策施設の整備を推進するため、「雨水管理総合計画」の策定を行うとともに、浸水被害の軽減や安全な避難を確保するための対策が必要

高潮について、想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、臨海部の広範囲が浸水すると想定されています。

大西町や菊間町では3 m以上の浸水が想定される区域が広がっており、誘導区域内でも3 m以上の浸水が想定されていることから、高潮に対する避難体制等の強化や災害リスクを踏まえた都市機能を維持・確保するための対策が必要となっています。

津波、洪水と同様に、病院や高齢者福祉施設が浸水するおそれがある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要となっています。

土砂災害について土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、これらの危険箇所の周知と警戒避難体制の整備が必要となります。

今治新都市第1地区では、誘導区域内に土砂災害警戒区域が指定されていることから、土砂災害の防止や被害の抑制が課題となっています。

以上が、整理致しました課題の説明となります。

### 3. 防災まちづくりに向けた課題

#### 水害（高潮）

- ・ 想定最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合、臨海部の市街地や集落の大部分が浸水することが想定される
- ・ 大西町や菊間町等では3.0m以上の浸水が想定される区域が広がっており、居住誘導区域及び都市機能誘導区域も含まれていることから、臨海部における高潮に対する避難体制等の強化や災害リスクを踏まえた都市機能を維持・確保するための対策が必要
- ・ 病院や高齢者福祉施設が床上浸水のおそれがある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要

#### 土砂災害

- ・ 土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、これらの危険箇所の周知と警戒避難体制の整備が必要
- ・ 今治新都市第1地区では、誘導区域内に土砂災害警戒区域が指定されていることから、土砂災害の防止や被害の抑制が必要

続いて17ページから、防災まちづくりの将来像について説明いたします。

防災まちづくりの将来像については、防災指針に位置づける防災・減災のためのハード・ソフト施策を関係部局と連携しながら取り組むことで誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指すものとして、立地適正化計画で掲げるまちづくりの目標「災害リスクを考慮した安全安心なまちづくり」の実現を目指すものとしします。

#### 4. 防災まちづくりの将来像と取組方針

##### ○ 防災まちづくりの将来像

- ・ 立地適正化計画計画では、まちづくりの目標において「災害リスクを考慮した安全安心なまちづくり」を掲げている
- ・ 防災指針に位置づける防災・減災のためのハード・ソフト施策を関係部局と連携しながら取り組むことで誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指す

##### ■ 立地適正化計画のまちづくりの目標

##### 災害リスクを考慮した安全安心なまちづくり

- ・ 風水害が頻発・激甚化する傾向にあり、また、本市では南海トラフ地震によって大きな被害が発生すると予測されている。事前に想定される災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、防災上重要な都市基盤施設等の整備とあわせて、防災・危機管理体制の強化や地域防災力の向上に取り組む
- ・ 頻発・激甚化する風水害への対応を強化するため、特に災害リスクの高い区域においては、土地利用の誘導を組み合わせた総合的な対策を講じる

18 ページ、取組方針としては、災害リスク分析で抽出した課題を踏まえ、「災害リスクの低減（ハード）」「災害リスクの低減（ソフト）」「災害リスクの回避」の3つの方針を設定し、防災・減災対策に取り組むものとします。

「災害リスクの低減（ハード）」については、河川整備や港湾施設といったハードの整備に取り組むことでリスクの低減に取り組みます。

「災害リスクの低減（ソフト）」については、地域防災力の強化や災害リスクに関する情報提供等、ソフト施策によるリスク低減に取り組みます。

「災害リスクの回避」については、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、災害リスクの低い区域へ居住の誘導を図ることで、リスクの回避に取り組みます。

#### 4. 防災まちづくりの将来像と取組方針

##### 取組方針

- ・ 災害リスク分析で抽出した課題を踏まえ、「**災害リスクの回避**」「**災害リスクの低減（ハード）**」「**災害リスクの低減（ソフト）**」の3つの方針を設定し、防災・減災対策に取り組む

##### 災害リスクの低減（ハード）

- ・ 洪水浸水対策として河川整備や堤防整備等、内水浸水対策として雨水排水施設、下水道施設の整備、高潮及び津波浸水対策として港湾・海岸保全施設の整備等のハード整備を行い、国、県、市が役割分担・連携してリスクの低減に取り組む

##### 災害リスクの低減（ソフト）

- ・ 災害リスクに備えるためには、河川整備等のハード整備による災害リスクの低減を図るとともに、災害時に被害が最小となるようソフト施策を組み合わせる取り組みが重要
- ・ ソフト施策として、防災訓練等の実施による地域防災力の強化、避難行動支援による避難体制の強化、総合防災マップの周知等による災害リスクに関する情報提供に取り組む

##### 災害リスクの回避

- ・ 住民の生命や身体に大きな被害が生じる可能性がある災害リスクが比較的高いエリアについては、原則として居住誘導区域から除外するとともに、災害リスクの低い区域への居住を誘導する

18

続いて 19 ページに移ります。

先ほどご説明した取組方針に従い、対応する災害ハザードごとに、具体的な取組とスケジュールに加えて、重点的に実施する地域について取りまとめております。

全市的に実施すべき取組については、重点的に実施する地域を「市全域」と記載。

実施時期の目標が点線の矢印になっているものは、現時点実施時期などが検討中となっていることを示しています。

まずハード施策によるリスク低減について、災害発生時において円滑な物資輸送等を行うための災害ネットワークの構築を推進するため、防災拠点港である今治港・宮窪港の「港湾施設の耐震化」や「今治小松自動車道の整備促進」「緊急輸送道路の整備」「都市計画道路を主体とした道路網整備」に取り組めます。

災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共建築物等の耐震化を推進するとともに、防災上課題がみられるエリアの改善として、「病院等の要配慮者利用施設の耐水化」や「民間建築物の耐震化」に取り組み、都市の防災機能の強化を図ります。

津波や高潮への対策として「海岸保全施設の整備・改良」に取り組み、水害に対しては、河川流域全体のあらゆる関係者との協働により、流域全体で治水対策に取り組むものとし、特に内水氾濫により直近においても浸水が発生した近見地区・桜井地区などで取組を進めます。

土砂災害について、今治新都市第 1 地区では、土砂災害警戒区域が誘導区域に含まれているため、砂防堰堤の整備等、土砂災害のリスク低減に向けて取り組みを進めます。

ソフト施策については、「災害情報伝達手段の充実」や「ハザードの周知」「自主防災組織の活動の活性化」といった防災体制、地域防災力の向上に取り組めます。また、大規模な災害が発生した場合に速やかに復興できるよう「事前復興まちづくり計画」の策定を検討するなど、復興準備に努めます。

また、大規模盛土造成地の経過観察による安全性の確認や水位予測 AI システムの構築に取り組む、都市の防災機能の強化を図ります。

最後、リスク回避のための取組としては、「家屋倒壊等氾濫想定区域等の災害リスクの高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転」「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの住宅の移転」に取り組めます。

#### 4. 具体的な防災・減災の取組及びスケジュール

短期：5年以内  
中長期：10年～20年程度

取組方針	災害ハザード	取組施策	重点的に実施する地域等	主体	実施時期の目標	
					短期	中長期
低減（ハード施策）	災害全般	港湾および漁港施設の耐震化	今治港、宮窪港	市	→	
		今治小松自動車道の整備促進	市全域	市・国	→	→
		緊急輸送道路の整備（橋梁の耐震補強等）	居住誘導区域	市・県・国	→	→
		都市計画道路を主体とした道路網整備	居住誘導区域	市・県	→	→
		防災上重要な公共建築物等の耐震化	市全域	市・県	→	→
		病院等の要配慮者利用施設の耐水化	都市機能誘導区域	市・住民等	→	→
	民間建築物の耐震化	市全域	市・住民等	→	→	
	津波・高潮	海岸保全施設（水門含む）の整備または改良	居住誘導区域	市・県	→	→
		河川・排水ポンプ場の整備または改良	市・県	→	→	
	水害	流域治水対策	居住誘導区域	市	→	→
下水道・排水ポンプ場の整備または改良		市・県・住民等		→	→	
土砂	防災重点農業用ため池の改良及び保全管理	市・県・住民等	→	→		
	土砂災害警戒区域等における土砂災害対策（砂防堤の整備）	居住誘導区域	市・県	→	→	
低減（ソフト施策）	災害全般	災害情報伝達手段の充実	市全域	市・県	→	→
		ハザードの周知（※居住誘導区域もハザードが所在する）	市全域	市・県	→	→
		自主防災組織の活動の活性化	市全域	市・住民等	→	→
	事前復興まちづくり計画策定の検討	市全域	市	→	→	
	地震	大規模盛土造成地の経済観察による安全性の確認等	市全域	市	→	→
水害	水位予測A1システムの構築	居住誘導区域	市	→	→	
回避	災害全般	家屋創壊等危険想定区域等の災害リスクの高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転	居住誘導区域外	市・住民等	→	→
	土砂	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの住宅の移転	居住誘導区域外	市・住民等	→	→

20 ページからは取組の具体的内容について、補足資料を掲載させていただいております。資料説明の時間が長くなってしまいましたので、詳細な説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、資料3の説明となります。

#### 委員長

はい、ありがとうございます。

では防災指針についてご質問ご意見ございましたらよろしくお願ひします。

#### F委員

資料の19 ページをみて、少しお尋ねしたいんですが。

取組の方針として、低減（ハード）と低減（ソフト）と回避があるのですが、避難所の充実、避難所のインフラとか、備え付けのものの充実みたいな取組というのは、ここの中には含まれないのでしょうか。例えば、段ボールベッドがちゃんと数あるのかとか、暑さ寒さをどれくらい防げるようになってきているのかとか、避難用のトイレってどれくらい充実しているのかとか。

この検討委員会が始まった時に、先ほどご説明にあったように、内水氾濫などもうすでに起こっている地区があって、うちの社員を災害リスクのあるエリアに住ませたくないと思う一方で、もうすでにインフラが充実している市街地を外すわけにもいかないと考えたと、避難先の充実を考えていこうという議論の結末を見たという理解しているんですね。

資料19のページを見た時に、避難所の強化とか避難所の充実、内容充実というのをこの中であげないだろうか。ここであげない場合、どこであげるんだらうかと思ったものですかからそれをお尋ねしたいと思います。

**委員長**

ありがとうございます。

メニューとしては当然検討事項に入ると思います。事務局としていかがでしょうか。

**事務局**

ご指摘の通りであると思いますので、次回の会議で防災部局の担当課とも協議しましてメニューを提示していけたらと思っております。以上です。

**F委員**

わかりました。もう1点あります。

実施時期の目標ということで、いろいろなメニューをお考えになられているのはよくわかったのですが、実現しないと非常に大変だなと思ひまして、実施時期の目標が短期、中長期に分かれています。短期で5年、中長期だと10年から20年と記載されていますが、これはもう少し細かく具体的な計画とか期限とかを設定されているのでしょうか。

他部局の話もあると思うので、1件1件具体的にお聞きするわけではないのですが、少し5年とか10年、20年というのは余りにもおぼろげすぎるので、実現の目途というのはどういうふうを考えて進めていくことになるのか知りたいなと思ってお尋ねする次第です。

**事務局**

答えられる範囲で答えさせていただきたいと思いますが、下水道で言いますとポンプ場の整備は今までも随時整備しており、目標というよりは、引き続き20年、30年後も取り組んでいくというところで、実施期間を中長期としております。

港湾に関しましては、もうゴールが見えていますので短期としており、担当課からは、令和8年度には整備が完成する予定であり、耐震岸壁が整備されれば、大規模災害時に海上輸送での緊急輸送物資が可能となるように聞いております。

他にも都市計画道路は現在も整備もしておりますが、なかなかすべてを整備するには時間がかかりますので中長期というところで線を入れさせていただいております。

基本的には現在も取り組んでいるという中で、今後も引き続き取り組みを続けていくことを示しております。計画策定から事業の完了が短期で見えているのが耐震岸壁の整備となっている状況となります。

**C委員**

土砂災害警戒区域における土砂災害対策の中で、砂防堰堤の整備についてですが、現在、可能性調査を実施させていただいております。

今年度末には、整備できるかどうかの可能性が見えてくるとは思いますが、用地買収や関係機関との調整がありますので、実施期間の目標として短期、中長期の両方に跨る計画とさせていただいているという状況になります。

用地買収などで支障がなければ、いつまでを目標に実施するといったご報告はさせてい

ただきたいと考えております。

**委員長**

よろしいでしょうか。それぞれのメニューごとで具体的に目標年次を記載できる場合と、かなり長期的な取組になる場合等、いろいろあるかと思いますので整理していただければというように思います。その他、いかがでしょうか。

災害リスクの回避について、特に浸水に対する要配慮者利用施設の移転について、実現がかなり難しいのではないかと思います。11 ページなどをみても、基本的に誘導区域のほとんどが浸水するとなっています。移転について、何か目途がついているのでしょうか。

実現可能性がないのであれば、入れない方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**事務局**

家屋倒壊等氾濫想定区域などの特に災害リスクの高いエリアに立地している要配慮者利用施設については、建て替えの時期を迎えた際に、安全なまちなかに移転を促していこうということで記載をしております。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、資料 11 ページで青色のハッチで示している範囲となります。家屋倒壊等氾濫想定区域は居住誘導区域外となっており、河岸の崩壊などによって家屋の流出が発生する恐れがあるエリアとなりますので、こういった特に危険なエリアに立地する施設については、現地で建て替えするのではなく、安全な場所に移ってもらいたいということとなります。

**委員長**

家屋倒壊等氾濫想定区域以外の浸水が想定されているエリアに立地するのは仕方がないということでしょうか。

**事務局**

浸水が想定されているエリアであっても、施設の耐水化に取り組むことで災害リスクを低減できると考えております。

**委員長**

はい、わかりました。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次回、避難所の拡充については、追加を検討いただきたいということと、目標年次について具体的な数字も入れていただければというように思います。

では本日の次第は以上になります。事務局にお返しいたします。

**事務局**

ありがとうございます。

それでは、簡単に今後のスケジュールについて少し説明させていただきます。皆様お手元の今後のスケジュールをご覧ください。

前回の検討委員会でも少しご説明させていただきましたが、中心市街地まちづくり基本計画の策定スケジュール等を踏まえて、工程を修正しております。

まず第7回の検討委員会を令和6年11月頃に開催させていただき、本日ご意見いただいた内容を反映した結果をお示しすると、最後に立地適正化計画の目標値等の設定について、事務局案をご提示させていただきます。そのあとに、第7回のご意見を踏まえ、第8回の委員会ということで、1月頃に事務局の素案を皆さまに確認していただきたいと考えているところです。

今後、令和6年度内に立地適正化計画の原案を策定いたしまして、令和7年度に住民説明会、パブリックコメントに進んでいきます。令和7年度の10月頃にパブリックコメント等の結果を踏まえた中で、皆さまに改めてご報告させていただければと思います。

なお、令和7年度の1月を目標に、この立地適正化計画を公表したいと考えております。

それでは、次回の第7回、第8回の検討委員会開催について、開催日を調整させていただきます。

<確認の上、第7回検討委員会開催を11/5（火）13時30分、第8回検討委員会開催を1/22（水）13時30分からとした。>

今後の予定につきましては以上でございます。

最後になりましたけれども、本日はご多忙の中、また貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

本日の議事について、他にご意見、質問等ありましたら、事前に配布しております意見質問シートをご活用いただければと思います。

それでは、これもちまして第6回今治市立地適正化計画策定検討委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時40分 閉 会